

会

議

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 日程により、過日、決算審査特別委員会に付託いたしました認第1号から認第10号までの平成26年度下田市各会計歳入歳出決算認定10件を一括議題といたします。

これより決算審査特別委員長、増田 清君により特別委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

11番。

〔決算審査特別委員長 増田 清君登壇〕

○決算審査特別委員長（増田 清君） おはようございます。

それでは、決算特別委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したのでご報告いたします。

1. 議案の名称。

1) 認第1号 平成26年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

2) 認第2号 平成26年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

3) 認第3号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

4) 認第4号 平成26年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

5) 認第5号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

6) 認第6号 平成26年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

7) 認第7号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

8) 認第8号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

9) 認第9号 平成26年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

10) 認第10号 平成26年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

## 2. 審査の経過。

9月15日、16日、17日、18日、24日の5日間、中会議室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、須田企画財政課長、稲葉総務課長、井上税務課長、大石地域防災課長、楠山福祉事務所長、鈴木市民保健課長、河井環境対策課課長補佐、長谷川産業振興課長、土屋観光交流課長、鈴木建設課長、峯岸学校教育課長、鈴木生涯学習課長、日吉上下水道課長、黒田施設整備室長、土屋監査委員事務局長、高橋会計管理者兼出納室長、永井議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言要旨は会議録のとおりでございます。

## 3. 決定及びその理由。

1) 認第1号 平成26年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

2) 認第2号 平成26年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

3) 認第3号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

4) 認第4号 平成26年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

5) 認第5号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

6) 認第6号 平成26年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

7) 認第7号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

8) 認第8号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

9) 認第9号 平成26年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

10) 認第10号 平成26年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

それでは、各会計の決算審査についてご報告いたします。

最初に、1. 一般会計における事務事業と決算について。

①平成26年度の決算規模は歳入総額102億2,409万1,918円、前年度比8.4%の減、歳出総額96億4,029万866円、前年度比9.8%の減となっている。

②歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は5億8,380万1,052円で、翌年度への繰り越すべき財源8,035万2,000円と前年度から繰り越された4億6,713万7,062円を差し引いた単年度収支額は3,631万1,990円の黒字となった。単年度収支額に財政調整基金へ積み立てた4億3,420万円を加え、取り崩した4億4,193万8,000円を差し引いた実質単年度収支額は2,857万3,990円の黒字となりました。

③歳入決算額は前年度比9億3,713万9,189円、8.4%減少しています。減少した主なものは、県支出金が2億8,836万7,234円、33.8%の減、市債が7億5,240万円、54.6%の減であります。

一方、増加したものは、市税3,446万6,294円、1.2%の増、地方消費税交付金5,405万1,000円、20.1%の増、国庫支出金4,293万2,172円、3.5%の増であります。

④収入未済額は14億2,045万3,324円で、前年度比7億7,646万6,708円、120.6%増加しています。繰越事業による未収入特定財源が10億166万8,000円であり、これを除く収入未済額は4億1,878万5,324円であります。

⑤不納欠損額は8,685万9,015円で、前年度比3,625万3,477円、71.6%増加しております。

⑥歳出決算額は予算現額に対し、86.4%の執行率となっており、前年度比10億4,984万

8,179円、9.8%減少している。減少した主なものは、総務費 3 億3,353万9,217円、17.1%の減、民生費 6 億5,164万9,529円、16%の減によるものである。

⑦平成26年度末の一般会計における市債残高は、前年度比2.5%の減の77億7,262万9,668円となった。また、特別会計、水道事業会計合わせた市債残高は175億548万8,340円で、前年度比 5 億2,456万5,029円、2.9%の減となりました。

⑧自主財源44億4,463万円に対し、依存財源57億7,946万2,000円で、構成割合は43.5対56.5となっており、自主財源の占める構成率は前年度比4.0ポイント増加している。

財政指数は改善の傾向を示している。実質公債比率が10.2%で前年度よりも1.2ポイント改善された。将来負担率は52.8%で、10ポイント改善された。経常収支比率も86.4%で前年度よりも0.4ポイント改善されました。

⑨基金の主なものは、財政調整基金 7 億7,256万312円、前年度比773万8,000円の減、庁舎建設基金 6 億47万9,128円、前年度比3,305万円増加、教育振興基金1,182万8,032円、前年度比33万円増、奨学振興基金5,089万9,496円、前年度比1,783万1,627円増、緊急地震・津波対策基金4,441万3,000円、前年度比4,552万円減、防災基金2,470万9,000円、前年度比25万円の増となっております。

⑩平成26年4月1日付で男性9人、女性5人、計14人の職員を採用し、平成26年度当初の総職員数は245人である。今後も定員適正化計画のもと、財政面、管理、民間委託等を踏まえ、より適正な採用が望まれる。

⑪職員の健康管理として、血液、血圧、尿、腰痛検査、胃部レントゲン、胸部レントゲン等の健康診断検査のほかに、平成26年度は不慮の事象があり、メンタルヘルスチェックに加えメンタルカウンセリングチェックを実施した。特に今後はメンタルケアの管理に十分配慮することが望まれます。

⑫職員の研修状況につきましては、集合研修として新規採用職員研修のほか、南伊豆町及び西伊豆町と合同で情報セキュリティーや接遇などの社会性に関連したテーマや組織的課題に着目した研修が行われた。また、派遣研修として管理者、監督者、中堅職員など階層の区分によるもの、法制執務、簿記などの業務遂行上、身につけることが望ましい知識、技能をテーマとしたもの、ICTによる情報政策や監査事務など、より高度な専門的知識を習得するための研修などが行われました。

今後は、知識や技術の習得により、市民の求める接遇、マナーのさらなる向上が望まれます。

⑬市民に、より多くの行政に関する情報を提供し、また市民から建設的な提言等を受けることにより市政に対する理解を深め、市民参加の行政を推進するため、広報「しもだ」の発行、月1回の回覧及びメール配信サービス及び定例記者会見を実施しました。なお、ホームページの公開においては、暮らしに役立つ情報発信を行った。今後もより充実したツールの活用が望まれる。

⑭都市交流事業として、第75回下田黒船祭には、ニューポート市長ほか日米協会長等8名が公式行事に参加され交流を深めた。また、横山沼田市長、大竹議長を初め市議会議員、沼田市の方々40名に参加をいただいた。7月には、第31回ニューポート黒船祭に議長を団長とする訪問団11名が訪問し、8月には沼田祭りに市長及び副議長が参加し友好親善を深めた。また9月10日には七島・下田経済交流会と共催で式根島親善訪問の旅を実施し、友好を深めた。

⑮入札制度改革の状況については、建設工事と建設業関連業務における手続の透明性の確保、品質、競争性の向上、コスト縮減、事務の迅速化等の効果を図り、平成22年10月から新たに電子入札を導入し、平成26年度には98件実施した。今後も公平に行われることが望まれる。

⑯市税7税目の決算額は、30億462万6,964円で前年度比3,446万6,294円、1.2%の増となった。

市民税は、前年度比2,195万8,601円、2.1%の増であった。

固定資産税は、前年度比1,615万9,576円の増で、家屋の微増、収納率の向上が見られた。これに伴い都市計画税も前年度比130万2,376円、0.7%の増額となった。また、入湯税も前年度比633万4,070円、8.6%の増であった。

市たばこ税は2億1,209万2,416円で、前年度比1,149万9,076円、5.1%の減であった。

⑰市税における不納欠損額は8,664万5,015円、前年度比3,664万3,627円、73.3%の増であった。

収入未済額（滞納額）は3億7,739万8,129円で、前年度比9,052万220円、19.3%の減となっている。これは静岡地方税滞納整理機構への滞納処分依頼件数15件、本税額3,600万1,094円に対し、徴収額1,461万5,886円などの取り組みによるものであります。

⑱市税調定額34億6,867万171円に対する収納率は86.6%で前年度比1.5ポイントの増となったが、課税の適正化を図るとともに、一層の収納率向上対策が求められる。

⑲国民健康保険税の調定額は12億4,407万483円に対し、収入済額は7億6,217万2,245円、

収納率61.2%で前年度比1.7ポイントの増、収入未済額（滞納額）は4億3,245万8,714円となっております。

市税と国民健康保険を合わせた収入未済額（滞納額）は8億985万6,906円となっております。

収入未済額（滞納額）50万円以上の滞納者は市税で254人、1億8,110万7,000円、国民健康保険税で273人、2億6,741万円であり、適正課税を図るとともにさらなる収納率向上が求められる。

⑳交通安全対策は、交通安全実施計画に沿い、安全啓発、街頭キャンペーンを実施、7月には死亡事故ゼロ500日を達成し、県交通安全対策協議会から表彰を受けた。

㉑防犯対策は、吉佐美大賀茂線に防犯灯8基を整備。市内防犯灯の電気料は924万1,659円、修繕料は248万6,869円であった。

㉒防災対策は、8月31日、県・賀茂地域総合防災訓練が行われ、下田市中心に自衛隊、海上保安庁、警察、消防、国交省、米軍や自主防災組織、災害ボランティア、事業所等の連携を図る最大の実働訓練となった。成果として、どこの部署がどのような活動を行うのかという認識に役立った。

防災訓練としてはこのほか、4月24日に全職員を対象に徒歩、自転車、バイクによる初動参集訓練を行った。平成27年3月8日、47自主防災会を中心とした津波避難訓練において、大型商業施設と合同で避難・誘導訓練、全国瞬時警報システム（Jアラート）情報伝達訓練を実施した。6月1日の全国統一防災日には一部自主防災会で土砂災害講座開催、ハザードマップの作成を行った。

㉓地域防災は、自主防災活動を中心として活性化を図るため、47自主防災会へ総額294万4,464円の補助金を交付、そのほか5区に対し、避難路整備に154万2,000円を交付した。

㉔啓発活動として、幼稚園、小・中学校、市民団体に対し、地震・津波講座を開催した。

防災の備えとして、緊急時の職員訓練、地域防災の充実がまだまだ求められる。要援護者対応は、早急な具体化が望まれる。飲料、食糧、医療品などの備蓄品や広域避難所をより一層充実すべきである。

㉕地域福祉活動計画推進事業は、広く住民の福祉ニーズに対応する事業であり、下田市社会福祉協議会の事業費700万4,913円のうち250万円を補助金として支出した。また、第2次下田市地域福祉計画の最終年度に当たり、「このまちに住み続けたい」を理念に、第3次下田市地域福祉計画を策定した。

㉖消費税引き上げに伴う影響緩和策として、子育て世帯臨時特例給付金を子育て世帯

2,033人に対して1人1万円2,033万円を支給した。

⑳重度心身障害者（児）医療費の助成は、身体障害者1・2級、内部障害3級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級の重度障害者（児）、精神障害者保健福祉手帳1級の者（児）へ4,294万1,279円の医療費助成を行いました。

㉑地域生活支援事業は、障害者が日常生活、社会生活を営むことができるよう総合的に支援する事業であり、相談、活動支援、支援者派遣、更生訓練などが中心となる。事業費は1,303万620円であった。

㉒賀茂1市5町共同で第4期賀茂地区障害福祉計画を策定した。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく計画であり、行政共同による円滑な事業実施を目的とする。

㉓障害福祉サービスは、障害のある方、難病者が福祉サービスを選択できる制度であり、入所介護、在宅介護、共同生活介護、相談活動とメニューは幅広い。総額3億2,062万44円が支出された大きな事業となっており、支給決定者は405人であった。

㉔老人福祉は、高齢者率の上昇が、今後もさらに続くものと予見できる。健康保持、生活の安定は、大きな課題であり、より具体的に取り組む必要がある。

㉕母子福祉では、貧困化は社会的課題であり、生活安定を図る施策の充実が求められ、母子家庭等医療費支給や相談指導が行われた。対象世帯は、母子家庭、父子家庭、両親のいない家庭合わせて156世帯390人であった。

㉖生活保護率が県下23市中、2番目の高さの下田市での対象世帯は327件で近年増加している。高齢者世帯が64.3%と圧倒的に多く、傷病者、障害者、母子家庭、その他と続き、扶助費は6億7,926万607円であった。公的扶助制度は、地域安定、安心へつながる期待度の大きい制度として望むところであるが、保護を生み出す背景をしっかりと割り出す姿勢が重要であります。

㉗母子保健と歯科保健対策については、妊婦の健康管理に寄与するため、妊婦健康診査14回の公費負担を実施した。受診実人員は128人、受診延べ件数は1,388件であった。未熟児養育費対策として対象者4名に対し、51万8,037円の公費負担を実施し、不妊治療助成事業として15組、146万8,700円を助成した。歯科保健対策として、虫歯予防教室を32回実施した。今後も少子化対策、子育て支援として充実が求められる。

㉘食生活を初めとした日常生活を取り巻く環境の変化により、胃がん、大腸がん等が全国的に増えている状況で早期発見、早期治療を目的として各種のがん検診を実施した。大腸が

ん検診の受診者2,742人のうち、がんであった者6人、胃がん検診の受診者1,253人のうち、がんであった者1人、肺がん検診の受診者2,538人のうち、がんであった者2人、乳がん検診の受診者843人のうち、がんであった者1人であった。今後より一層の受診率向上が望まれる。

③⑥平成26年度の可燃ごみ収集業務は稲生沢・稲梓地区の一部地区を除き、1社に民間委託され、年間市収集可燃物4,723トンのうち、3,546トン、75%が民間委託による収集であった。

③⑦古紙処理委託については、地元業者の2社に委託していた平成25年度処理単価に格差があり、是正された。またリサイクル収集での有価物は市の財産として公正な入札（見積もり合わせ）制度を実施されたい。

③⑧ごみ持ち込み手数料の収入未済額は前年度決算で990万400円であったものが、636万3,200円に改善された。これ以上の未納額の増加を防ぐため持ち込み手数料の月払いをこの1社に対し、即金即日払いとし、未納分については納付確約書により計画的に催告し改善を図ってきた。より一層の改善を求めたい。

③⑨収集のない第1週と第4週の水曜日に福祉事務所と連携し、ひとり暮らし老人宅等への特別在宅収集は大変喜ばれている。より一層推進されたい。

④⑩商工業振興事業については、市内経済活性化対策として今後も努力されたい。

・「住宅リフォーム振興助成金制度」を実施し、合計32件、799万9,000円のリフォーム助成を行った。請負業者は市内26業者に上り、市内経済の活性化につながった。

・商店街環境整備事業等補助金162万6,000円。

大横町通り商店街路灯LED化工事の実施。

・下岡連杖プロジェクト推進事業補助金180万円。

・美味しいまちづくりプロジェクト推進事業補助金150万円。

きんめがどーん、下田ブランド事業、下田がんバルの3事業の実施。

・商店街活性化事業補助金60万円。

空き店舗対策事業（アンテナショップ「たるや」の運営補助）です。

・下田商工会議所青年部で発案されたキャラクター、愛称「ぺるりん」を実現化するため、下田商工会議所に広告宣伝キャラクター費補助金として60万円を交付し、「ぺるりん」本体の着ぐるみ1体と「ペリー提督風の制服」及び「キンメダイ」の2パターンの衣装を作成し、今後の下田のPR活動につなげた。

④⑪有害鳥獣対策事業については、野猿、イノシシ及び鹿による農作物の被害が増加する中



で有害鳥獣の被害を防除するため、賀茂猟友会下田分会と有害鳥獣駆除委託契約を結び、有害鳥獣駆除に対し年間43万2,000円、野猿駆除については年間22万2,480円、また猿1頭駆除するために2万円の報償費で10頭20万円、鹿（187頭）、イノシシ（311頭）で1頭駆除するたびに3,000円の報償費で498頭、金額で149万4,000円、合計169万4,000円を支給した。

有害鳥獣の被害を防止するため、農業者が設置する電気柵、防護柵購入費に対し、43件197万9,000円の補助金を交付した。

伊豆森林組合と691万2,000円で有害鳥獣被害防止対策業務委託契約を結び、有害鳥獣の被害防止に努めた。

④下田地区漁港機能保全整備事業については、須崎漁港の施設の機能保全を図るため、物揚げ場の整備を1,400万円で実施した。このうち1,000万円は、25年度からの繰越明許分となっている。

④観光交流客数は292万8,786人、前年度比13万8,187人の増、宿泊客数は93万2,868人、前年度比14万8,689人の増と東日本大震災以降、若干の回復傾向にあり、各催事についても天候の影響により開設期間が短かった海水浴客以外は微増となった。

第75回黒船祭は駐日米国大使館広報文化担当公使ご夫妻を初め、多数のご参加を賜り、観光庁、静岡県後援のもと盛大に開催され、20万8,000人の入り込み客、前年度比5,000人の増となった。

また、下田開港160周年を記念して米国から寄贈を受けたハナミズキの植樹式を実施した。

④まちづくり観光推進計画に定める「世界一の海づくりプロジェクト」では、下田市自然体験活動推進協議会において、都市農村共生・対流交付金の交付を受け、会議、各種講座、パネル展、モニターツアー等を実施するとともに、市内体験プログラムを取りまとめたパンフレットを作成した。

また、緊急雇用制度を活用し、「シーもん」案内窓口での体験型メニューの紹介や各種情報発信等を実施した。

なお、計画の実施に当たっては、ほかプロジェクト実施機関とのさらなる連携が望まれる。

④海水浴場の管理運営については、夏期海岸対策協議会を通じ、地元区と密接に連携し、快適で安全な環境の確保に努めた。

また、環境保全の面を含め、トイレを初めとした各海水浴場の施設整備にも努められたい。

④教育旅行の受け入れについては、須崎・田牛・白浜・外浦の各地区民宿に27団体、4,670人の受け入れがあった。（前年度比2校、177人増）。

民宿の誘客対策として引き続き、誘致活動に努めていただきたい。

④⑦伊豆半島ジオパーク推進整備事業として、静岡県観光施設整備費補助金の交付を受け、恵比須島公衆トイレ整備工事（966万3,840円）、道の駅開国下田みなと内のジオパークビジターセンター改修工事（449万9,280円）を実施した。

④⑧道路維持事業として、市道700路線の総合的かつ効率的な管理による道路利用者の交通安全、円滑化を図ることを目的とし、幹線市道・生活道路の舗装修繕、側溝、のり面の整備等のため、指導平滑中島線ほか43件の維持補修工事を5,120万円で施工した。また、市道敷根1号線の道路照明灯48基のランニングコストの削減を図るため、LED化更新工事を1,350万円で実施した。また、道路施設長寿命化の推進のため道路ストック点検業務を平成25年度繰越事業として4,762万6,000円で実施した。また、各地域からの修繕要望に応じ、市道北の沢八木山線ほか54件、436万8,000円で修繕し、市道茅原野1号線ほか38件の修繕に伴う原材料費155万円を支給した。道路ストックの維持管理は市民の安全にも寄与するところであり、今後も計画に応じた適切な道路維持管理に努められたい。

④⑨県営港湾事業として下田港港湾整備計画に基づき県の施工による内港の整備がなされ、整備の負担金として、港湾改修（地方）事業に725万円、港湾改修（老朽化対策）事業に437万円、港湾現況等調査に35万円が支出された。今後も適正かつ利便性の高い港湾整備を望む。

⑤⑩敷根公園の維持管理について、敷根公園屋内温水プールの屋根防水改修工事2,710万円、4基の案内看板設置工事630万円、下水道への接続工事730万5,000円、敷根公園屋内温水プール空調機・温水ボイラー改修工事（繰越）2,008万7,000円で実施した。老朽化に伴う施設の維持管理については計画的かつ有効な対策を望む。

⑤⑪下田公園の松くい虫対策として防除薬剤散布業務を74万5,000円で委託し、被害木伐倒処理業務を5件、計234万9,000円で実施した。全国的に広がる松くい被害に対する抜本的な対策が講じられない状況は理解するも、景観の保全のためにもさらなる対策を望むところである。

⑤⑫まどが浜海遊公園については、昨年度同様夏期の廃棄物対策、広場の利用方法及び駐車場の利用方法について指摘された。静岡県と協議の上、有効かつ適正な運用を望む。

⑤⑬市営住宅の維持修繕のため、上河内住宅ベランダ手すり修繕ほか24件、計349万7,000円を実施した。市営住宅管理運営に当たっては、新たな計画を策定し対応されたい。また、市営住宅及び同駐車場の使用料未納者については、昨年度に比べ改善されているが、いまだ大口滞納者が存している。負担の公平性のためさらなる改善対策並びに是正を求める。

④想定される東海地震の減災対策として、木造住宅の耐震化を推進するため、専門家診断20件を90万円で行った。また補強計画策定に3件、38万4,000円、耐震補強に3件170万円、ブロック塀の撤去に2件8万2,000円、特定建築物の耐震診断に1件281万9,000円の補助を実施した。現在の木造住宅耐震化率は県下でも低い水準であるため、今後さらなる推進に努められたい。

⑤広岡理源山において急傾斜地崩壊危険区域指定促進の測量業務を190万円を実施した。また、吉佐美多々戸、河内松尾において、県営による急傾斜地崩壊対策事業が施工された。下田市の負担金はそれぞれ吉佐美多々戸50万1,000円、河内松尾17万1,000円であった。あらゆる災害に対応できる環境整備のためにも、同事業の促進に努められたい。

⑥保育料の滞納金額は109万4,800円であり、昨年度の201万1,250円に比べ大幅な改善が見られるが、滞納の多くは民間保育所である。負担の公平性と歳入の安定のためさらなる改善対策並びに是正を求める。

⑦市内全小・中学校にALT（外国人講師）やゲストティーチャーによる地域の人材活用を図る取り組みにより、英語授業を初め各科目の充実を図った。今後も児童生徒の学力、知識向上に努められたい。

⑧避難経路や学校防災マニュアルの見直し、それに伴う備蓄品確保や避難訓練のあり方を地域とともに考えるなど、各学校の実情に応じた防災教育に取り組んだ。また想定津波浸水区域内に位置する幼保施設並びに小学校に、計119万7,720円で緊急地震速報受信システムを導入し、これを活用した避難訓練を行うなど、より実践的な防災教育を推進した。今後も安全な施設整備を図るとともに、地域の防災力を高める上でも、小・中学生への防災教育のさらなる充実を望む。

⑨市内4中学校に電子黒板12台を432万円で、小・中学校における電子黒板の活用のためソフトを、小学校は139万284円、中学校は116万8,344円で購入した。同設備を利用したICT教育のさらなる充実に努められたい。

⑩下田市立給食センター建設に向け、平成25年度からの2カ年の債務負担行為による建設工事設計業務のうち実施設計業務委託を341万1,450円（全体契約額462万円）にて実施した。安心安全な給食の提供に向け、引き続き計画に沿った整備促進を望む。

⑪放課後児童クラブの本年度通年利用者数は下田小学校433名、稲生沢小学校121名であった。今後も保護者の要望に対応できるようさらなる充実ときめ細やかな体制の充実を図るよう努められたい。一方で受益者の滞納件数は4件で11万4,000円となった。負担の公平性を

図り改善対策並びに是正を求める。

⑫子育て支援事業として、下田保育所にて緊急・リフレッシュ保育事業を実施し、延べ62名の利用となった。またファミリーサポートセンター事業においては102件の活動実績となり、昨年度の36件に比べ大幅に利用者が増加している。地域子育て支援センター事業の活性化とともに、さらなる子育て支援の充実に努められたい。

⑬県指定史跡吉田松陰寓居処の適切な保存を図るため、平成25年度からの債務負担行為として改修工事監理業務委託費104万4,600円、改修工事費1,074万6,000円にて事業を実施した。なお、本年度の入場者数は4,570名であり、前年度比1,731名の増となった。

⑭図書館では1,519冊の図書を購入し、4万8,133冊の図書の貸し出しを行った。また自主事業として毎月あらゆる年齢層を対象とした特集コーナーや芸術作品を発表するコーナーを設け、施設面積の制約の中、多くの市民が利用しやすい環境改善を図った。第5次総合計画に準じた施設整備が整う期間まで、現施設でのさらなる利用促進に努められたい。

⑮下水道供用開始区域内にある市の施設に下水道未接続施設が存するため、改善を図られたい。

⑯市民文化会館管理運営事業として72万3,600円で空調機（1号機）の修繕を行った。竣工から25年以上が経過した市民文化会館では、設備全般にわたって老朽化が顕著になっており、今後必要となる計画的改修の財政負担が課題となっている。リニューアル計画の遂行に当たっては、より効果的な対策を講ずるよう望む。

⑰新庁舎等建設用地を敷根民有地を決め、その予定地に地形測量、用地測量、地質調査委託業務を609万120円で実施した。

また、基本構想、基本計画等作成業務を平成26年から27年度債務負担行為で発注した。この2年間の総額は517万3,200円で、平成26年度分については51万7,320円で実施した。

なお、市民合意の形成及び敷根民有地を候補地に決定した経緯について説明を求めた。

次に、特別会計に移ります。

（1）下田駅前広場整備事業特別会計決算について。

①平成26年10月5日の台風18号により被災したロータリー歩道テントの張りかえほか10件137万4,000円の修繕を実施した。今後も駅前広場の景観保全と利用者の利便に寄与する対応を望む。

②平成26年度末下田駅前広場整備事業基金の残高は3,050万円となった。伊豆縦貫道の整備や都市計画マスタープランの推移にあわせた整備計画を講ずるためにも、引き続き同基金

の適正な管理運営を望む。

次に、（２）公共用地取得特別会計決算について。

①歳入決算額318万5,000円は下田駅前旧バスターミナル用地（西本郷1-1-2）、1,651.28平米及び下田公園隣接地（三丁目708番1等）、2,417.84平米を一般社団法人下田市観光協会、東京電力株式会社伊豆支社ほか4社に貸し付けた財産収入であります。

②歳出決算額は同額を土地開発基金に繰り出したものであります。

③土地開発基金の平成26年度末の現金現在高は、2億5,700万7,221円、公共用地取得特別会計貸付金1億9,400万円と合わせて4億5,100万7,221円となっている。

次に、（３）国民健康保険事業特別会計決算についてご報告します。

①国民健康保険税は、少子・高齢化が進み、被保険者数も減少しているものの65歳以上の被保険者数は増加しており、疾患については、生活習慣病が多くなってきている。生活習慣病予防対策として、特定健康診査を17会場で39回行い、1,871人が受診した。療養給付費は平成24年をピークに減少に転じており、1人当たりの医療費も減少してきている。ただし受診率は増加傾向が見受けられることから、今後も健康長寿社会の構築が望まれます。

次に、（４）介護保険特別決算について。

①地域支援事業において、要介護状態になるおそれの高い二次予防事業対象者は、男性180人、女性288人、合計468人であった。一次予防事業においては、要介護予防6領域に資するパンフレット及び予防教室等により、介護予防普及啓発を図った。また、包括的支援事業においては、922件の総合相談を受け、見守り、支援、問題解決に努めた。介護支援専門員等に対しネットワークの強化や資質向上に努めた。

また、高齢者の人権を守るため、成年後見制度利用支援、認知症サポーター養成や在宅で高齢者を介護している家族等を対象に介護者慰労や知識、技術の習得を目的とした家族介護支援等を行った。今後も予防事業体制の充実がより望まれる。

次に、（５）集落排水事業特別会計決算についてご報告します。

①集落排水事業特別会計については、老朽化した排水処理施設の長寿命化対策を図るため、機能保全計画の策定及び実施設計業務を1,900万円で実施した。このうち、817万9,000円は、27年度へ繰越明許した。

②処理施設の維持管理業務の受注金額は設計金額191万1,600円に対し、7万4,034円と非常に安価となっている。保守点検、管理における質の低下防止の観点から委託業務の最低制限価格の設定については検討されたい。

次に、（６）下水道事業特別会計決算についてご報告します。

①平成26年度中の接続戸数は23戸、接続人口は54人であり、その合計は2,982戸、7,343人となり、水洗化人口率は69.1%となりました。

②処理施設の耐震対策、機械、電気設備の長寿命化対策を7,709万7,960円で施工した。

③幹線管渠築造工事618.1メートルを6,542万4,280円で施工した。下田地区の幹線管渠築造は次年度以降の第二弘洋園全域接続につながるもので、その事業効果は大きいものである。

④使用料は1億4,604万4,837円、業務費は1億6,135万8,624円であった。

下水道事業特別会計の健全化には使用料収入で業務費を賄う必要があり、経費の節減を図るとともに使用料の改定など所要の対応が望まれる。

次に、（７）水道事業会計決算について報告します。

①年間有収水量は357万5,608立米と前年度比4万9,122立米の減少となった。

②給水原価は1立米当たり170円72銭、供給単価は1立米当たり174円55銭となり、1立米当たりの利益は3円83銭で前年度比6円34銭の減となった。資金期末残高は2億2,942万1,089円であるが、純利益は3,567万9,157円で前年度を大きく下回っており、健全な運営が危ぶまれる状況となっている。

③無効水量の減少や経常経費の節減を図るとともに、料金改定なども視野に入れるなど水道事業会計の健全な運営に一層の努力が望まれる。

それから、最後のページに参考資料といたしまして、市長に求めた資料を添付してありますので、ご覧ください。

これで説明を終わります。ご報告を終わります。

○議長（森 温繁君） ただいまの決算審査特別委員長の報告に対し質疑を許します。

9番。

○9番（伊藤英雄君） 慎重審査、ご苦労さまでした。

2点ほどお尋ねします。

5ページ、33番、最後の行のところで、保護を生み出す背景をしっかりと割り出す姿勢が重要ですと言うんですけれども、よく意味がわからなかったけれども、割り出すということは具体的にはどういうことを意味しているか。

それから、2つ目が11ページ、10ページからなんですが、67番、新庁舎等建設用地を敷根民有地と決め、その予定地に地形測量、用地測量、地質調査委託業務609万120円で実施したと。また、基本構想、基本計画等作成業務を平成26年から27年度債務負担行為で発注した。

2年間の総額は517万3,200円で、平成26年度分については51万7,320円で実施した。なお、市民合意の形成及び敷根民有地を候補地に決定した経緯について説明を求めた。これ具体的にはどのような審議をなされたのか、審議内容についてご説明をお願いします。

〔決算審査特別委員長 増田 清君登壇〕

○決算審査特別委員長（増田 清君） それでは、33番の生活保護の関係ですね。背景をしっかりと割り出す姿勢がある。言うなれば、現状はどうなっているのか、生活保護者の状態がどうなっているのか、それをもう少しはつきり現状を把握し、今後対策をしてほしいということで、そういう意味でございます。いいですか。

それから、庁舎建設関係のご質問であります。これにつきまして、委員の方から、地形測量が1万2,800平米に対し、用地測量が5,500平米、広いんじゃないかという、どうしてそんな広い土地を測量するのかということでもありますけれども、購入をしようとする土地が約3,000平米、今後民有地の一部購入するような必要が出てきた場合のことを考えて、少し広めに測量したと、そういう説明がございました。地形測量に対してもやはり現場の地形がどうなっているか。やはりこの敷地内だけではなくて、関連も含めてより測量したと、そういうことであります。

それから、パブリックコメントを実施しているが、どんなふうな市民の合意を得ているのかと、そういう質問がございました。これについてはパブリックコメント、140程度ご意見があったと。そのご意見に対する回答は、情報公開の中で公開コーナーに設けて一応回答していると。個人については回答していないと、そういう説明がございました。

それから、昨年6月に3候補地から絞り込むと言ったが、3カ所から決めることができなかったとして、敷根民有地があんなに突如出たんじゃないかと、この点が市民合意が得られないことにつながっているんじゃないかと、そういう質問がございました。

これにつきましては、26年度に入りまして、緊急防災・減災事業債、これが判明したのが26年2月か3月ですか、1月頃からわかっていたらしいんですけれども、そういうことで交付金をいただかないと、下田市の財政を考えれば、先ほども説明しましたけれども、約170億以上の借金がある。こういう中ではこれを使って建設をしたい、そういう回答がございました。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

7番。

○7番（大川敏雄君） 1点だけ質問させていただきたいと思います。

6ページの38番、ごみの持ち込み手数料の収入未済額の関係ですが、私も平成25年度の決算委員でございました。そして、約990万、1,000万ですね、この1業者が納入していないというのはおかしいということで、このとき強く指摘をしました。決算報告の中では、平成26年度中に約350万入って、そして636万になったと、改善されたと、未納額が。そこで、教えていただきたいのは、本年度に入って、その後これがどういう改善されたのかという点については、委員会としては審議されませんでしたか。

〔決算審査特別委員長 増田 清君登壇〕

○決算審査特別委員長（増田 清君） 27年度決算でございませぬので、審議しておりませぬけれども、これにつきましてはたしか6月議会ですか、当局から全部支払われているという報告がございました。言うなれば、現状はゼロということと理解しております。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって決算審査特別委員長に対する質疑を終わります。

決算審査特別委員長は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

ここで10分間、休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時 8分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案について討論、採決を行います。

認第1号 平成26年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。

決算委員の一人でもございますが、この決算認定については、非認定とすべきであるという立場から討論をしたいと思います。

第1は、ページ、7ページに記載がしてございますが、全体的に見まして、この決算報告



からいえば、不認定とせざるを得ないような内容に全て記載がされていると思います。にもかかわらず、認定をするという結論を出してきている、議会としてのあり方が大きく問われる内容になっているということを感じとしてまず申し上げたいと思うものでございます。

その第1は、日本一どころか、世界一の海づくりをするんだと、こういう政策を掲げてまいったと思うわけであります。この状態がどうなっているのか、白浜大浜の海水浴場におきましては、依然として不法営業がまかり通っている。何らのきっちりした対策もとろうとしていない。市長は警察署長や海上保安庁やそれぞれの県の土木の署長さんあるいは県知事も話し合っ、この海水浴場の不法営業を取り締まり、改善する、健全で安心、安全な海水浴場にしていく、こういう答弁をしているにもかかわらず、その結果の報告は一切されていない、こういう現状ではないかと思うわけであります。

そして、海水浴場におきますこの整備におきましても、吉佐美大浜海岸を中心といたしまず海水浴場のトイレの整備あるいはシャワーの整備等、より一層安心、安全な海水浴場をつくっていかうという、この姿勢が残念ながら26年度実施がされていない。トイレはそのまま放置がされている。海に極端に言えば垂れ流されているという事態さえ引き起こしているのではないかと思います。

こういう観点からいきまして、世界一の海づくりへのより一層の反省と不法営業への取り締まり、条例が不備であるなら、条例を検討する。体制が不備であるなら、その体制をつくり上げていくという努力をしなければならぬのに、その一かけらも見られないというのは、26年度の実態ではないかと思ひます。

次に、皆さん、公正公平な市政であるのかどうなのか。特定業者への有価物の見積もり合わせによります権限を与えている。月2回、125カ所の収集に伴います古紙やアルミ缶等の処分の権限を特定の業者に預け続けているわけであります。これらの改善を求めているにもかかわらず、一向に残念ながら改善がされていないというのがその実態ではないかと思ひます。

6ページに記載されてありますように、現時点で解消されたとはいえ、636万円を超える使用料の持ち込み手数料の未納がある、これらのものが放置されてきた、清掃業務におきまます公正公平な取り扱いがされてきたのか、環境を守る観光地下田にとりましては、大変重要な仕事の一つであろうと思ひます。

それらのものがあるべき姿で取り組まれていないという点については、指摘をせざるを得ないところではないかと思ひます。

そして皆さん、この下田市が5年間の間で4人もの自殺者を出している、まさにブラック企業そのものだと、こう言えるのではないのでしょうか。8時を過ぎあるいは9時を過ぎても役所はこうこうと電気がついている。長時間労働がまかり通っている。退職者不補充あるいは定員適正化計画といいまして、本来の仕事と人員との適正を図るべき、この計画が職員を減らすだけの計画になっている、このような現実の中で長時間労働がまかり通り、大変不幸な事件が起きているわけであります。

これらの事件が起きないように、真剣に解決をしていこうという姿勢が26年度の取り組みの中には、残念ながら見られない、不十分である、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

さて、次に、行政が公平公正であるべきもの、新庁舎の建設問題がいかにあったかということではないのでしょうか。

前市長が掲げました敷根公園エントランス部分への建設の構想を覆すことは、それなりの理由があり、説明が当然必要であったかと思うわけであります。しかし、市長が26年度言っただけでまいりました、まさに公約といってもいい発言は敷根エントランス、現在地、そして伊豆急駅との合築を含めたこの3案から一番ふさわしい案を市民の皆さん、議員の皆さんに提案する、こう言明をしていたわけであります。ところが出てきましたのは、この3案のどこでもない敷根民有地である、こういう結論を出すならば、十分な住民合意を住民との話し合いをなして結論を出していかなければならないことは、明らかではないのでしょうか。住民合意のないまま26年度、この決算において市長は進めてきたというのではないかと思います。単なる説明会やパブリックコメントにおきましても見解を聞くというだけで、その市民の見解を尊重するという姿勢が合意を求める、自らの見解も市民の言っていることに耳をかし、訂正をしていくという姿勢が全く見られないのではないかと思います。

そして、多くの皆さんは、庁舎の建設は災害、地震や津波への大きな対策の一環であると、こういうぐあいに認識をしているところではないのでしょうか。庁舎だけが安全なところに行って、市民を置いてきぼりにしていいのか、こういう批判に耐えられない結果となっているのではないかと思います。

津波が起きてから東海地震は予測ができるんだと、十数分、17分程度の余裕があるので、その間、逃げてもらえばいいんだと、高台に避難してもらえばいい、こういうぐあいに言っているわけでありますが、旧町やこの東西本郷におきましても高齢化が進み、10数分で高台まで逃げることをできない多くのお年寄りの皆さんがいらっしゃる。あるいは体の悪い方が

いらっしやる。小さな子もいる、こういう実態の中で避難通路や避難場所、避難ビルや避難タワーが当然検討をされなければならないと思うわけであります。

しかし、高台に逃げればいいんだと、17分あれば山に行けるので、それらのビルやタワーをつくる必要がないと、このような見解を表明しているのではないのでしょうか。

このような観点から見まして、ぜひとも市民の生命、財産守るという、この大切な仕事の面からも、庁舎の建設位置を含めまして防災に対します基本的な考え方を改めていただきたい。そのために26年度の決算は、当然不認定とすべき内容を持っているものと思うものでございます。

以上の理由によりまして、26年度決算は不認定とすべきものと思うものであります。以上です。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許可いたします。

4番。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 認第1号 平成26年度一般会計歳入歳出決算認定について、認定の立場で意見を述べさせていただきます。

平成26年度一般会計歳入歳出決算認定については、議会において議決された予算の範囲内で適正に執行されております。

また、監査報告書にも不認定とする意見も付されていないことから、平成26年度一般会計歳入歳出決算は、認定すべきものであります。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、認第1号 平成26年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第2号 平成26年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを討論

に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第2号 平成26年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第3号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第3号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第4号 平成26年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第4号 平成26年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第5号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第5号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第6号 平成26年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第6号 平成26年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第7号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを

討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第7号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第8号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第8号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第9号 平成26年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 認第9号 平成26年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、10万人都市を目指していこうというような状況から2万3,000人

を割り込もうかと、大変まちが大きく衰退をしてきている中で、下水道事業におきましても大きな見直しが当然見込まれてきているところではございます。

しかし、それらの課題がこの報告書に見られます、12ページをお開きいただきたいと思います。使用料は1億4,604万4,837円だと、事業費は1億6,135万等々である。下水道会計の健全化には、使用料収入で事業費を賄う必要がある、こういう一般論としての提起は必要かと思いますが、それが経費の削減ばかりではなく、使用料の改定など所要な対応が望まれると。議会自ら市民が利用している下水道の料金を上げると、このような姿勢で臨むことは、やはり私は大きな問題があろうかと思えます。

現状の中で、大きな旅館、ホテルの皆さんはなかなか接続できないと、こういう現状が一方であろうと思うわけであります。にもかかわらず、使用料を一方的に上げていくというようなことは、接続する利用者を逆に狭めていくと、こういうことにならざるを得ないと思うわけであります。

単純に料金を上げればよいという方向ではない、本当の意味での解決策を見つけていくという姿勢を打ち出すべきであると、こういうぐあいに考えます。

したがって、本決算委員会のこの方向づけにつきましては、反対であると。当局の進め方そのものと若干反対の意味が違いますが、議会のあり方として議員の皆さんに注意を喚起したいと。ここは訂正すべき内容が大きく含まれていると。議員の基本的姿勢が問われるものであると、訴えたいと思うところであります。

以上です。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許可いたします。

4番。

傍聴席をお願いいたします。ご静粛にお願いします。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 認第9号 平成26年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定の立場で意見を述べさせていただきます。

平成26年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定でございますけれども、議会で議決された予算の範囲内で的確に執行されております。

今の反対の意見でございますけれども、報告書には現状のことは書いてございますけれども、将来の展望としてこういう対応を望むと、決算委員会の要望が書かれているだけでありまして、それを理由に反対とするのはまことにおかしい、変な理論でございます。

決算については、例年よりも悪いけれども、内容については適正に執行されております。将来の提言について、この下水道事業の決算、これの認識の違いはやむを得ないと思いますが、そういう考えを持っている議員もいるということをよく理解していただきたいと思いません。

以上の理由で、平成26年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、認定するものであります。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、認第9号 平成26年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第10号 平成26年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 水道事業につきましても、下水道事業と同様に、まちの大きな変化の中で対応せざるを得ない、こういう現状を迎えていようかと思えます。

したがいまして、給水原価平米当たり、1トン当たり170円72銭、供給単価が1平米当たり174円55銭となっている26年度決算であります。

したがいまして、1トン当たりの利益は3円83銭だと、これらのことも未給水地区への給水を進めていこうと、第6次拡張事業あるいは7次に向けての事業と、当然であります。

しかし、水道料の値上げ等につきましては、観光地下田にとりましては上水を使うのではなく、それなら自ら井戸を掘って確保しようかと、こういう状況もちらほら耳にするような事態があらうかと思うわけであります。



観光地としての水の安全性、それから健康への対策、大変重要な事業であろうと思いますが、これも同様に料金の改定を視野に入れて進めていけばいいということではなく、今なおまだ赤字になっていないこの現状の中で、どう解決をしていくか、料金の改定や値上げをせずにですね、どう維持をしていくかということが今求められていることでありまして、議会が率先して料金改定をせよなどのこのような見解をつけ加える必要は、私は全くないものであると、より一層の市職員の皆さん、水道課の職員の皆さんの奮闘と努力に期待をすべきであると考えるものであります。

以上です。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番、滝内君。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 認第10号 平成26年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について、認定の立場で意見を述べさせていただきます。

平成26年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定でございますけれども、予算の範囲内の確に執行されております。

大変残念ながらですね、給水原価と供給単価の差が縮まってまいりまして、1トン当たりの単価が前年度10円ありました。今年度26年度決算では3円ちょっとという状態に陥っております。これについてはさまざまな原因がございます。使用料収入が減っていると。それから拡張をしているところについてはポンプ、ポンプの連続で揚げています。動力費もかかります。そういうもろもろの事情から、この利益が減っているのはやむを得ないことですが、この水道事業のおかれている状況は、利益が10円から3円少しになっている、この状況をですね、議員として見過ごすわけにはいきませんので、将来の展望としていろいろな対策もしなさいよと。ただ、料金改定をしると、報告書に書いてあるわけではありません。さまざまな努力をしてくださいと併記してある。それも見えない、それをもって反対するというのは、まことにおかしいことでございます。

純利益も大変減っております。このままでいきますと、安心、安全な水を供給するに当たって、市の責務として、これが守れないという状況に陥ってまいりますので、このような報告のことになりました。

しかしながら、赤字決算を打っているわけではございませんので、平成26年度の下田市水道事業会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと考えます。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、認第10号 平成26年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

以上で認第1号から認第10号までの平成26年度下田市各会計歳入歳出決算認定については全部終了いたしました。

---

#### ◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は日程により、過日、それぞれの常任委員会に付託いたしました議50号 下田市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について、議第51号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議第52号 下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第53号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第54号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第55号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第56号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第57号 平成27年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第58号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）、議第59号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第60号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第61号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第62号 平成27年度下田

市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第63号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第64号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、請願第1号 安心・安全でおいしい学校給食を求める請願、請願第2号 新庁舎建設事業の再検討を求める請願、以上17件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生常任委員長、小泉孝敬君の報告を求めます。

6番、小泉君。

傍聴席の方、着席ください。

**〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕**

**○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） 産業厚生常任委員会審査報告書。**

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第51号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第52号 下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第53号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第54号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第55号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。

6) 議第57号 平成27年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）。

7) 議第59号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

8) 議第60号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）。

9) 議第61号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

10) 議第62号 平成27年度下市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

11) 議第63号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

12) 議第64号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)。

2. 審査の経過。

9月28日の1日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より鈴木市民保健課長、河井環境対策課課長補佐、長谷川産業振興課長、土屋観光交流課長、鈴木建設課長、日吉上下水道課長の出席を求めそれぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第51号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第52号 下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第53号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第54号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第55号 平成27年度下田市一般会計補正予算(第3号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第57号 平成27年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第59号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第60号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第61号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第62号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第63号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第57号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長(森 温繁君) ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

13番。

○13番(沢登英信君) 議第51号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、まずお尋ねをしたいと思います。

この改正の趣旨は、いわゆる番号法の施行に伴い、所要の改正をする、こういうことになっているわけでありますが、個人番号の通知カードの再交付500円だということですが、この金額の妥当性とお年寄り等々が多い中で、個人番号を通知されましてもなくならせてしまってですね、再交付を求める方というのは出てこようかと思うわけであります。どのぐらいの人たちの再交付を事務的に予定されているのか、そしてこの500円という数字が

どのような審議の中で妥当とされたのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、個人番号のほうのカードを求めたほうの再交付は800円だと、こういうことでございますので、通知のほうの500円とカードのほうの800円の300円の違いはそこにある。しかも800円だけで済まなくて、機構ですか、取り扱っている機関に200円を払って、実態的には計1,000円の手数料がかかるんだと、こういう説明を当局はされたと思うわけでありませんが、この1,000円の手数料等が妥当であるのかどうなのか、どのような審議がされたのか、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、続けてよろしいでしょうか。1件ずつでしょうか。

○議長（森 温繁君） どうぞ、委員長。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） それでは、1つずつお答えしていきたいと思います。

第51号の手数料の件でございますが、本会議でも金額等については十分な説明がされていまして、委員会の中では特に提出されるまでにいろいろな審議会で妥当ということもありまして、金額そのものについては他市の条例そのもので、金額そのものについての幾らというような審議はされておられません。

よろしいでしょうか。

○13番（沢登英信君） どのような件数があるのかというような事務的な状態はどうですか。事務上の状況。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） 個人カードそのものが国の政策にのっって今後10月半ば等の予定どおり実施されると思うんですが、10月半ばをもって配信されるということで、実際今後の予想、その他の数字は、委員会の中では出されておられません。今後の状況、発送の予定、それからその後の管理、セキュリティーについての質問等があっただけでございます。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） 続きまして、議第52号、53号、54号、関連しておりますので、一括して質問をしたいと思います。この改正によって市内でいきますとどういう施設あるいは対象がどこでどうやってその経営者の皆さんはどのように受けとめられているのかということとですね。この改正によってより一層整備がされる施設等がどのようなものとしてあるのか、この点についてどのような審議がされたのかお尋ねをしたいと思います。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） それでは、沢登議員の52号、53号、54と関連がございますので、一括してお答えしたいと思います。

この指定介護密着型サービス、その他指定介護の予防ということでございますが、今後この介護事業につきまして、このような条例ができるということは、国の基準に沿って、むしろ介護を地域によってしやすくするためのいわゆる法改正と。文言も含めてですね、利用者にとって利用しやすいような改正と。むしろ将来にわたって今介護、要支援の方が大体多いわけですがけれども、要介護にならないための予防として、その予防する効果を狙っての国に沿った方法に下田市も置こうという、いわゆる利用者にとってサービスが受けやすい方法という法改正でございます。そういった内容のことを、今後どのような形でそれを利用したらいいか、地域でどのような問題点があるのかというようなことを中心に議論しました。

結局、今ケアマネジャーさんと事業者との間をこれ今まで以上に密な関係にして、介護者にとってより効果的な方法は、その中で連絡がうまくいっていなかった分もケアマネジャーさんと事業者の間をより法改正によって密にしていくという、大まかなことはそういった法改正でございます。

52、53には、介護予防と、予防が前半では中心ですがけれども、53、54のところは包括センターを中心にいわゆる事業者、ケアさんを入れた計画案を皆で協議したりですね、いわゆる包括センターを中心に介護予防の状況を拡大していこうというふうなそういった法改正でございます。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。3回目ですからまとめてください。

○13番（沢登英信君） 52号、53号につきましては、所要の利用人員の増等が含まれていようかと思うわけでありまして。登録人員が26人、または27人とかですね。体制になっていようかと思うわけですがけれども、これらの改正によって下田市内のどういう施設がどのように運営されることになるのか。そしてサービスを受ける介護者、要支援者についてはどういうサービスが前進することになるのか、こういうところをわかりやすく聞きたいわけですがけれども、どのような形で審議をされたのか、お尋ねをしたいと思うわけでありまして。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） 今現在下田市においては、小規模型が1カ所、認知症に対応するグループホームですね、これが2カ所、柿崎と折戸のところにあるのが、あと認知症対応型はもう1カ所あるんですけども、認知症のケアの場合は河津も1カ所利用して

いるというふうな、結局今までいわゆる下田の現実としては受け入れの人数が法で例えば1ユニットというふうな規定、何ユニットまでというふうな何人までというふうなものが決められたのを拡大していくと、受け入れを目いっぱい拡大していくというふうな方向で今後も行くといいふうなそういった形にしていくというふうな法改正でございます。

いわゆる今までの人数に限られていたものを、この法改正によって国の基準に満たすように収容人数を増やしていくというふうな法改正でございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって産業厚生常任委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後 0時 2分休憩

---

午後 1時 0分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで報告の件がございます。説明員の須田信輔企画財政課長が午後から欠席のため、須田洋一企画財政課課長補佐が代理出席する旨の通知がありましたので報告いたします。

次に、総務文教委員長、土屋 忍君の報告を求めます。

10番。

〔総務文教常任委員長 土屋 忍君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 忍君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第50号 下田市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について。
- 2) 議第55号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。
- 3) 議第56号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）。
- 4) 議第58号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）。
- 5) 議第59号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（人件



費)。

- 6) 議第60号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)(人件費)。
- 7) 議第61号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(人件費)。
- 8) 議第63号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)(人件費)。
- 9) 議第64号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。
- 10) 請願第1号 安心・安全でおいしい学校給食を求める請願。
- 11) 請願第2号 新庁舎建設事業の再検討を求める請願。

## 2. 審査の経過。

9月28日、29日の2日間、第1委員会室、大会議室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より須田企画財政課長、稲葉総務課長、黒田施設整備室長、井上税務課長、大石地域防災課長、楠山福祉事務所長、峯岸学校教育課長、鈴木生涯学習課長、永井議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

また、請願第1号の審査に当たっては紹介議員として進士濱美氏、市当局より峯岸学校教育課長、参考人として請願者より須貝恵津子氏、糸賀ちや氏の出席を求め、請願第2号の審査に当たっては紹介議員として進士濱美氏、市当局より楠山市長、黒田施設整備室長、参考人として請願者より土屋博文氏、橋崎邦昭氏、糸賀四郎氏、須貝恵津子氏の出席を求め、それぞれの意見を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

## 3. 決定及びその理由。

- 1) 議第50号 下田市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第55号 平成27年度下田市一般会計補正予算(第3号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第56号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第58号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第59号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第60号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第61号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第63号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第64号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 請願第1号 安心・安全でおいしい学校給食を求める請願。

決定、不採択。

理由、願意妥当と認められないため。

11) 請願第2号 新庁舎建設事業の再検討を求める請願。

決定、不採択。

理由、願意妥当と認められないため。

以上でございます。

○議長(森 温繁君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

13番。

○13番(沢登英信君) 請願第1号及び請願第2号につきましては、ご案内のように、総務文教委員会でも3対3の結果、議長採決、17条により議長採決ということになったわけですが、議長はこれを両案とも願意妥当でないと不採択にしたわけでありまして、しかし、その理由を明確にされておられません。発表していません。その理由は、どういうわ

けでこの両案を不採択にしたのか、この場で明らかにしていただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） はい。

〔総務文教常任委員長 土屋 忍君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 忍君） 沢登議員も委員ということで、委員会審議での流れというのはご承知、当然していらっしゃると思いますけれども、最終的に採決の時点で不採択にすべきものが3名、それから採択すべきであるという委員が3名ということで、可否同数になったわけでございます。ということで、委員長採決という形にならざるを得なかったということで、私が採決をさせていただきまして不採択という形にさせていただいたわけでございますけれども、この件についてその場では理由を述べる機会もなかったものですから、そのまま結審という形で終わったわけでございますけれども、その理由についてここで何点か述べさせていただきたいと思います。

初めに、午前中10時から行われました安心・安全でおいしい学校給食を求める請願について不採択とした理由につきまして、何点か申し上げさせていただきます。

請願者のこの安心・安全でおいしい学校給食を求める請願につきましても、1,314名の方が署名をして請願書が議長のほうに出されたわけございまして、この署名活動というのは本当に暑い時期に行われたということで、本当に大変な中を市民の皆様にとこの説明をしながら署名活動をされていたということは、本当に大変なことで敬意を表するものでございます。その中に、請願書の中で、いろいろと請願を出された参考人の方からもいろいろとお話もお伺いさせていただきました。

不採択にせざるを得なかった理由ということで、1点目が、この文書の中に4月から民間委託に決定したとの内容が記載をされていたわけございまして、その後、この直営でやれば4,000万円のできるけれども、委託にすると6,000万円以上かかるんだというような記載があったわけございまして、我々議員といたしましても、直営ということに決定がされているわけでもございませぬし、議会としても詳しい、特にお金の面で4,000万、6,000万という話が正式に出されたわけではございませぬし、我々議会、議員としても、これを審議していたわけではございませぬので、この点についても少しクエスチョンがあるという点がございまして。

それから、次に、食物アレルギーを持った子供さんに対する対応ということでございまして、現在、食物アレルギーの管理指導表が教育委員会に提出されている児童というのは、私たちの聞いている中では37名というふう聞いております。そして、この子供さんた

ちにつきましても、特にそのアレルギーということは極端に言いますと、やはりそのお子さんの生命にかかわるといった内容でございますので、本当に事細かにやっていただかなければならないことでございますけれども、今、教育委員会で行っているのは、レベル1とって献立表対応ということですよ。それからレベル2というのは弁当対応、それからレベル3につきましてもは除去食ということで、この3段階で今対応をしているということで、レベル4につきましてもは代替食ということになると思うんですけれども、新たにその給食センターが今建設中でありまして、稼働した後もしっかりとこの辺は細やかに対応していくという当局のお話を聞いておりますので、この辺についてもやはりしっかり今後も引き続きやってもらえば、審議の中で伊東市の給食センターのお話もありまして、この辺を全てクリア、伊東市としてはやっていくというようなお話も漏れ聞くわけですが、なかなか下田市においては、下田市の現状を見ますと、やはりこれ全てクリアしていくこと、後でちょっと申し上げさせていただきますけれども、給食費の無償とか、一部市で負担するとか、そういうようなことも伊東においてはかなりやっていくというような内容のお話を聞きましたけれども、やはり下田の現状を見ますと、財政的な問題でやっこの給食センターを建てるといのが本当に目いっぱいな現状で、給食センターにつきましても、これから道路をつくっていかなくやならない、また将来的には炊飯設備も考えるときが来るのかなというような考えで、全てに満足できるというのは、当然我々も思っているわけですが、なかなか今の現状では厳しいんじゃないのかなという判断をさせていただきました。

また、直営か委託かのお話もございまして、この直営、委託という中で、食育の推進、これはやはり直営であるからこそ、しっかりとできるんだというようなお話も伺ったわけでございますけれども、学校給食、この食育の推進というのはやはり学校給食の問題、学校給食でも当然一部あると思うんですけれども、やはり教育の場でしっかりと行っていくというよりやはり家庭ということもありますし、また安全・安心でおいしい学校給食というのは、必ず直営だからできる、委託ではできないという内容ではないのかなというような判断もさせていただきました。

それで、記載されております、先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、記載されております給食費の補助制度や給食費の無償化の検討については、少子化対策や子育て支援の意味から、今後どこまでできるかなということについては、やはりしっかり議会でも審議をしていく内容だというふうには思っております。食材の地場産品の活用につきましては、下田市としても給食センター稼働後も今までと変わることなく、市内業者を中心に調

達をしていくという答弁もございました。また、地場産品の利用というのは、現状では大体30%を県では45%に利用度を高めていくというような県の意向もあるわけでございます。地産地消で地域経済の活性化をという件につきましては、議会の一般質問などでも何回かこれは議論になっております。私も稲梓に住んでおまして、農業のまねごとといたしますか、家庭菜園程度なんですけれども、野菜づくりをやっているわけなんですけれども、現状、農業従事者というのは本当にもう今高齢化しております。そういう方がほとんどで、やはりこの地場産品をもってまた地産地消ということにつきましては、やはり体制を大きく変えていかないとなかなか難しいというふうに、私は、周りを見ながら本当につくづく体感をしているわけで、例えば農業を会社方式にするだとかいろいろな形で、稲梓などもお米はたくさん一般の人から受けてやっている業者というのは、かなり大きくやっている企業的にやっている方はいらっしゃるけれども、やはり野菜とかそういうものは、もう手間もかかるしなかなか難しいということで、本当におじいちゃん、おばあちゃんがつましくやっているというのが現状なものですから、すぐに簡単にこういうものが変えていけるという現状になっていないというのも現実でございますので、今申し上げさせていただきました4点ほどを考えますと、やはり今回の請願については、大変申しわけないんですけれども不採択という結論を出させていただきました。

それから、もう一点、一昨日の午後1時から4時過ぎだったと思いますが、審議をさせていただきました新庁舎建設事業の再検討を求める請願について、やはり同じような形で委員の皆様は3対3ということで、やはり先ほど申し上げましたように、同じような形で委員長採決ということになりました。その不採択にした理由について、これにつきましても何点か申し上げさせていただきます。

まず、1つ目なんですけれども、庁舎建設につきましては歴史といたしますか、平成21年ごろから進められてきておりました。平成23年3月11日の東日本大震災を受け、庁舎の建設位置は敷根の高台との提案がされておりましたけれども、その後の平成24年8月、内閣府から具体的な津波高・浸水深が発表され、そのときに現在地案と、また伊豆急下田駅舎合築案、敷根高台案などが検討されたという経緯がございます。そのような中、平成26年4月に7名ほどの議員ですけれども、市長に対して今後の人口減少や社会保障費の増大が見込まれる中、市民サービスの維持や下田を担う子供たちに大きな借金を負わせないためにも、これ何点か要望がありまして、そのうちの1つとして、緊急防災・減災事業債の対象となる条件を整備して有利な起債により進めるべきであると、2点目といたしましては、建設候補等を検討し、

最少の経費で最大の効果を発揮する庁舎建設を進めるべきである、3点目といたしましては、位置については市有地の利用等あらゆる角度から将来の財政負担の少ない方法を調査検討することなどの要望書も出されていたわけでございます。

それから、私は、平成23年3月11日の東日本大震災の後、この年の7月1日と2日で伊豆地域の議員有志の皆様とともに岩手県釜石市、大槌町、山田町、宮古市などの被災状況を視察させていただきました。山田町は、家のほとんどが基礎しか残っていないような、そのときの状況でございましたが、この山田町の庁舎というのは鉄筋コンクリートづくりで多分4階建てだったかと思えますけれども、少し皆さんの住んでいらっしゃるより高台にあったものですから、当然津波浸水はあったわけでございますけれども、庁舎はしっかりと残っております。このときに町長、役場の職員はすぐに復旧・復興に向けて手を打つことができたわけでございます。それで大槌町にも行かせていただきました。大槌町は、津波の第1波で町長また職員は屋上に避難をして、命を長らえたわけでございますけれども、その後、役場の外で町長さんを中心として60名ほどと聞いておりますけれども、職員が対策本部を設置すべく準備をしていたということでございます。次の津波によって、この町長含め33名の方が死者または行方不明者となったというお話を聞かせていただきました。そういうことで、その後の町長さんも亡くなり、ほとんどの職員幹部の方が亡くなったということで、その後の復旧・復興におきましても、本当に町長、役場の幹部のほとんどを失ったこの大槌町においては、県やほかの自治体に当然お願いをしていかなきゃならないわけございまして、大変な遅れが出た、復旧・復興について大変な遅れが出たということでございます。

下田におきましても、この地震による津波対策以外にも毎年起こる可能性のある豪雨災害、また土砂災害などに対しましても、市民の生命・財産を守っていく本当に中心拠点となるこの庁舎というのは、やはり安全性、利便性、経済性を考慮して、これがパーフェクトであれば一番いいわけでございますけれども、やはり例えば経済性ということを考えますと、やはり100%下田市の自費で建てるということは、今の財政的にも大変無理があるわけでございますので、有利な起債をとということを考えますと、やはり来年の期限となっておりますけれども、緊急防災・減災事業債を活用していくことが今の状況ではベストであろうというふうに、この利便性につきましても、また経済性につきましてもは思います。

また、利便性につきましても、この一番考えますのは、やはり自動車の運転が私たちも将来的にはそうなるわけですが、自動車の運転ができなくて、どうしてもバスという公共交通機関を利用して庁舎に行かなければならないという、特に高齢者の皆様には、やはり

駅から少しでも近いところというふうに考えてやらなければならないのかなというふうに思うわけでございます。ごく最近なんですけれども、私が国土交通省からいただいた図面がありまして、ここからですと、皆さん小さいだろうと思いますけれども、このピンク色になっているところが伊豆縦貫自動車道のこれ決定したルートでございます。それで、この黄色く、ちょっと見えにくいかもしれないですけれども、黄色いのが敷根1号線でございます。それで、今この建設しようかという計画しているところがここにオレンジ色で四角に私囲わせてもらいましたけれども、この敷根インターというのがここに大きく濃く書いてあるところなんですけれども、ここはーフインターなもんですから、河内とか箕作とかから来る場合には、おりることもできるし、そちらのほうに乗ることもできるけれども、終点の次の下田インターには、ここから乗っていくこともできないですし、下田インターからここに隣のインターですからおりることもできないというーフインターなもんですから、ちょっと小さいインターチェンジですけれども、実際には本当に近いところに今回計画をされているということを考えましても、やはり今日の明日には完成するわけではございませんけれども、やはり私も64歳ですから10年ぐらいすると運転も厳しいのかなと思いますので、やはりバスで何とか歩いてこれるところ、また運転をしてくる方に例えば河内、蓮台寺、また稲梓方面から来る方については、本当にこの2分、3分、5分ぐらい運転すると庁舎にも来れるんだという、少し長い目で見れば本当にこの便利なところになるのではないのかなという判断をさせてもらっているわけでございます。

それから、安全性という面については、いろいろなお話もそのときに審議の中でございました。ここでもう一回別の図面を見ていただきたいわけでございますけれども、これは最近、県のほうが出している書類を私もいただきまして、これは市の庁舎の周辺だけを切り取った図面なんですけれども、これは土石流の警戒区域の図面でございます。ここにいろいろ書いてあるところは土石流を警戒しなきゃならない危険区域だよという図面でございます。もう一枚あるんですけれども、これは急傾斜の危険区域と申しましょうか、これがここに記載をされていて、市役所も中心した図面なんですけれども、市全体あるんですけれども、これはその部分だけカットさせていただきましたけれども、これを2枚重ねてみますと、本当に下田に安全なところがあるのかというくらいに下田は大変厳しい。これは当然津波浸水域が抜けていますから、これに津波浸水域をまた乗っけますと、もう全く下田で安全な、とりあえず完璧なところというのはなかなかもう私もないだろうというふうには判断しているわけなんですけれども、これを重ね合わせてみますと、本当に場所的にはないというのが現状かなというふう

に思います。

私、建設予定地をマークさせていただきました。これを透かして見ますと、たまたまのかなと思うんですけども、今計画しているところというのが、こういう地域からはぎりぎり抜けているのも、これは本当現状であるというふうに判断させてもらって、これが、だから、もう心配なんか一切要らないんだよというふうには私は判断はしておりませんが、こういうものをもって判断をせざるを得ないのも現状であるというふうに私は思っているわけでございます。

最終的に、下田市庁舎というのは本館が、皆さんもご存じのように、昭和32年の建設で58年経過しております。西館は昭和53年の建設で37年、別館は昭和42年建設で48年が経過しているわけで、その施設の老朽化というのは本当に著しくて、当然耐震性にも劣り、大規模な地震災害では倒壊する危険性があるんだというふうに言われておるわけでございます。ここに入ってくるときに、この雨漏りのために透明の波板を張って、それに樋がつけてある庁舎というのは下田市役所だけだなというふうに思うわけでございますけれども、私、最終的にここで建設予定地を白紙にするということについては、当然国の支援も受けられないということにつながるわけでございます。市民の皆様がパーフェクトと言える場所がこれから探していくというふうに言っておりますけれども、市民の皆様がここにこのようないい場所があるんじゃないかという場所が出てきていないのも現状でございます。

以上のような理由から、今回はこの請願につきましては不採択という結果を出させていたいただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 13番。

傍聴人は静かに、静粛にお願いします。

○13番（沢登英信君） 安心・安全でおいしい学校給食のほうから再質問をさせていただきたいと思います。

28年4月から民間委託にする、これは、この署名を取り始める事態、教育委員会はこのように発表し言っておりました。この平成27年8月11日の教育委員会におきましては、29年度からやるんだと、それは退職者不補充で現在の調理員の人たちが定年退職等になる。したがって、29年度以降、民間委託にするんだ、こういうぐあいに変更をされていることは事実でございますが、ここに書いてある文言が今と違うからこれは採択できないというような、この第1点目の説明は、これはまさに委員長としての資質が問われるような判断である、経過



や事実をきっちりと見ていただいて、この文言がどのような経過の中で表現をされ、真意がどこにあるのかということをお明らかにしていただきたくないと、こういう点で資質を問われる。

しかも、この2点目の4,000万から6,000万民間委託のほうが高くなる、したがって、2,000万ほど高くなるんだ、こういうここに表記があると、これも教育委員会がその後訂正したので事実と違う、こういう指摘をされたのかもしれませんが、第3回のあり方委員会の中で教育委員会ははっきりとここに書いてあるような資料を出して、それに基づいて議論がされているわけです、あり方委員会が。そのことは委員会の中でも明らかにされて、参考人が表現をしていたところであろうと思います。直営のほうが安いという方向が明確に打ち出されて議論がされていた。しかも途中、それはそうではないという訂正をしたと、訂正をしたことについての具体的な資料と、どこの業者から取り寄せたものかという点については、市外の業者からだという表現だけであって、具体的な数値は確認がされていない、こういう中で委員長が否決の判断をするというのは、いかがなものかと私は思うわけでありませぬ。

そして、さらに、10億からの金をかけて今後30年あるいはそれ以上使おうという給食の施設をつくるのに、レベル3までのアレルギー対応をすればいいんだと、このような判断というのはおかしいんじゃないですか。議会としてですよ、できる、できないじゃなくて、そういう努力を当局に求めるというのが当然議会人として、あるいは議員としての問題だと思うんです。当局の見解の側に立つのか、市民がこうしてほしいという見解に立つのかがお問われたんです、あなたに。そして、あなたは市民の側に立たずに当局の言うほうに立ったと、こういう結論を出したんじゃないですか。

○議長（森 温繁君） 傍聴人に申し上げます。ご静粛に、退場になる場合がございますので、注意してください。

○13番（沢登英信君） 学校給食の問題は、ご案内のように、37業者の方々がかかわって地産地消にそれなりにそういう方向を教育委員会の栄養士さんも目指そうと、教育委員会も目指そうという形態になっていようかと思うわけでありませぬ。お米等の形のものは、学校給食会でやられるのは指摘のとおりですけれども、このお米の問題でさえ、それは地元の生産契約をしてやると、いろいろな方向が考えられると思うわけです。できる、できないではなくて、そういう方向を目指してくださいというのがこの請願の趣旨であり、そういう方向だと思うわけです。アレルギー対策のための調理室をつくってくださいと、それは当局に頼んで、

こうこうこういうわけできませんよと返事が返ってくるかもしれない。あるいは、こういう工夫をすればできますよと返事が返ってくるかもしれない。そういうことを鼻から切り捨ててしまって、この請願の趣旨は妥当でないと、このような結論をあなたが下したということについては、大変重大な責任をあなた自身がとらなければならないと、そういうぐあいに私は考えるわけでありましてけれども、見解をまずその点についてお尋ねをしたいと思うわけでありまして。ぜひとも市民の側に立って、議員としての責任を全うしていただきたい、この批判にどのようにお答えになるのかお尋ねをしたいと思っております。

○議長（森 温繁君） はい、どうぞ。

〔総務文教常任委員長 土屋 忍君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 忍君） 請願の内容につきましては、本当にやはりこれから、議員としてやはり目指していかなければならないであろうという、例えば給食費の少しでも負担が軽減するために、この議会の中でもいろいろと話し合っていくべきだという内容も本当にたくさん含んでいるというふうに思っておりますし、そういう声もこの請願者の方から切実な声として私は聞いているわけで、本当にやはりこれからいろいろ目指していくべき内容というのを、たくさん含んでいたということは当然理解をしているわけでございます。

ただ、請願という性質上、この部分とこの部分はやはりこれからしっかりと議会としてもまた我々も当局にこういうことはできないのか、こういうことはこういうふうに行っていけば少しでもよくなるんじゃないかということは、当然我々はそういう形で議員としてやっていくということは当然でございますけれども、やはり請願全てを見させてというか、審議させていただきまして、やはり全体的には納得のいかない部分もあったということで、残念ながらこの不採択という結論にさせていただいたというわけで、市民の皆様が出された請願をこうやってほいっとやるなんていうことを言っているわけでもございませんし、やはりこれから一生懸命目指していく、少しでもできることはそれに近づけていくという気持ちでいることは間違いないと私は思っているところでございます。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） 請願に出されたことは少しでも近づけていきたいと、こういうご答弁であるなら、それは当然この請願を採択するというほうに結論を出すべきことだったと、そう思うわけでありまして。そして、この請願の5つの請願の中に不都合の部分があるなら、ここはこうこうこういうわけで不都合だと、しかし、その他の願意は妥当であるので認めましょうと、こういうぐあいな結論が責任者として出すべきものであったのではないかと私は

思うわけです。この点についての見解は結構でございますが、そのような意味で深く反省を議長に求めたいと、こう思うものであります。

請願第2号のほうについてお尋ねをしたいと思います。

経過をまず述べられましたが、この経過でいえば、議長初め自公クラブの皆さんは石井市長の時代は、敷根エントランス、高台に持っていくべきだ、こういう結論を出したのではないのでしょうか。そして、現状況におきましては、私の判断ですと、高台でもない、さりとて市街地でもない、こういうところに決定を市長はしようとしているわけです。現在のところがどういうわけで高台だと石井市長は決定したところと同じところだと、山田町や大槌町やいろいろなところの岩手や東北のほうに視察に行かれて経験を述べられましたが、その経験と委員長が結論を出した結論とは全く食い違っているんじゃないですか。高台じゃないじゃないですか、今進めようとしている点は。その点について一つ一つ質問をさせていただきたいと思いますが、その点についてお尋ねします。

○議長（森 温繁君） はい。

〔総務文教常任委員長 土屋 忍君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 忍君） 先ほどちょっと長目の自分の考えを説明させていただきました。私は、それが全てだというふうに考えているわけでございますけれども、今、沢登議員のほうから石井市長が平成23年3月11日のあの東日本の大きな災害を受けて、当初はここに計画していたものが、高台にやるんだというような方向性でいたということは、これは確かに事実だろうと思いますけれども、それが議案に出てきたわけでもございませんし、予算計上されているわけでもあの当時はなかったわけでもございまして、だから、おお、そこがいいじゃねえかと大きわざしてみんなでオーケーしたという経緯ではないわけでもございまして、私自身がそこでもうオーケーだよというふうに議会の中で答弁をしたということもございません。当然もうここ以外にはなかなか難しいんだろうなというような、全体的な流れは確かにあったのかと思いますけれども、それがもう全て決定したというのはちょっと違うんじゃないのかなというふうに思っております。

今回その高台でもなければというような話がございましたけれども、私は、先ほど述べさせていただいたように、利便性の面、お年寄りのこともしっかりと考えてやらなきゃならない、車が運転できない人もこれから多く増えていくという時代の中で、やはり利便性というものも完全に無視はできないというふうにも考えておりますし、一番大きな問題は、財政的な負担が少しでも軽くなるという、そのためには国の支援もしっかり受けていくということ

も言わせていただきました。そういうことを総合的に考えて、今の位置が全てパーフェクトだとは思いませんけれども、やはり今のこの位置というのは現在ではベストであるという判断の中から、今この請願については賛成できないというふうな結論を出させていただいたわけでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。沢登さん、終わりです。終わり。

〔「何で」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 3回目です。3回ですから、終わりです。

〔「何で終わりなんだ」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「それぞれの議案について3回というルールでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 終わりです。

〔「何で」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これは議会ルールに基づいて約束ごとで、3回になっておりますので。

〔「違うでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 含めた中で……

〔「議案が違う、それぞれ3回ずつできるでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 委員長報告に対する質問は3回までです。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告と質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第50号 下田市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第50号 下田市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について、反対の討論をいたします。

皆さんご案内のように、この条例の改正理由はいわゆるマイナンバー法と言われる番号法の制定に伴いまして、個人情報の保護について進めていく必要があると、こういう内容になっているわけでありまして、しかもこの条例の特徴は、罰則を設けるということを言っているわけでありまして。どういう罰則を設けるのか、この条例の第58条におきましては、実施機関の職員もしくは職員であった者が、第9条2項の業務に従事している者もしくは従事していた者が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された個人ファイルを外部に提供した場合は、2年以下の懲役そして100万円の以下の罰金に処する、この仕事に従事する職員を罪人にする、こう言っているわけでありまして。そして第59条におきましては、前条に規定する者がその業務に関し知り得た個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で盗用した場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金にするんだ。そして、さらに60条におきましては、実施機関の職員がその職務を乱用し、その職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項に記録された文書、図書または電磁的記録を収集したとき、収集してもだめだと、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するんだ、こういう厳罰主義の条例になっているわけでありまして。

何でこのような厳罰主義をとろうとしているのか、情報が漏れるからであります。ご案内のように、年金基金の情報が125万件もの情報が漏れている、あるいは東京の商工会議所におきます業者が登録している会員名簿が漏えいをする、こういう事件が次々と起きているわけでありまして。このナンバー法は、10月から改正がされ実施されるということになっておりまして、赤ちゃんからお年寄りまで12桁の番号を振って、まさに住民を管理統制する、そういうための番号法ではないかと私は思うわけでありまして。

住基ネットが既に行われております。この住民票のコードは民間では利用いたしません。自治体だけであります。しかも、そのシステムで住民票のコードの内容は、その個人情報の内容は氏名、生年月日、性別、住所の4つの情報のみであります。ところが、このナンバー法では社会保障・税・災害等の98の行政事務を結びつけるんだ、名寄せをするんだと言われているわけでありまして。それだけではなくて、財界や政府はそれ以上の名寄せをするということを要求しているところではないでしょうか。

今年10月から通知書カードが送付され、希望者には顔写真入りの個人番号カードが交付されることにもなるわけでありまして。この法の狙いは、国民の収入・財産、その実態を政府が

自らつかみ、税や保険料の徴収の強化、社会保障の給付削減を押しつける、こういう心配があるのではないかと多くの識者が指摘をしているところでございます。

それにつけましても、この下田市におきましても平成25年12月28日、業務用に使っておりますパソコン4台にバイドゥIMEという文字情報が混入して、中国の会社のほうにこの文書等々を打ち込みますと、情報が送付されるというようなことがあったと、幸いにもその内容、役所の内容については、情報の内容については送付はされていなかった、こういうことが市自身が明らかにしているところでございます。この番号の管理が大変難しく、しかも費用も大変な費用がかかる、このような形で職員が知らない間に情報提供をさせられている、こういう結果になりましても職員を罰するのか、こういう条例になっているわけでありまして。このような情報が漏れないような仕組みをつくることこそが大事であって、情報が漏れたらその担当職員を罰するんだと、このような姿勢で条例をつくるということは、全くいかななものかと私は考えるものでございます。

したがいまして、個人情報の漏えい、いわゆるなりすましなど不正利用の危険がますます高まっている中で、このようなナンバー法が国が施行したからといって、それに追従してまいることは大変私は問題があるものと思うわけでありまして。したがいまして、この条例は再度見直しをして、徹底的な見直しをして再検討をすべき条例である、このように考えるものでございますので、この条例案には反対でございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番、滝内君。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 議第50号 下田市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

10月からのマイナンバー制度の施行に伴い、下田市個人情報保護条例を全部改正するもので、下田市民の個人情報保護に特に必要な条例制定であります。反対討論にありましたが、罰則規定は下田の市民の皆様個人情報を守るために盛られたものでございます。この対策をしないでいいなんていう、そういうとんでもないそういう考え方は捨ててもらいたいと思います。当局は、精いっぱい考えで下田の市民の個人情報を守る、それを目的に提案しております。まことにその趣旨は正当なものであります。

よって、議第50号 下田市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について賛成す

るものです。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

5番。

〔5番 竹内清二君登壇〕

○5番（竹内清二君） 議第50号 下田市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について、賛成する立場で意見を述べさせていただきます。

まず、沢登議員が先ほど言いました情報漏れの事案につきましては、そのおおよそが人為的なミスということであったということが当局から説明がありました。システム上の違いにつきましても、もちろんそれはありますが、国際的にも問題になっておりますハッキングその他の事案に対しては、適切に処理しなければなりません。

しかし、下田市はただいまLGWANの基幹系処理システムを行っている、それらの説明をしっかりと現状把握しなければならない、議員としての今回の議事に対するICTのリテラシーはしっかりと持たなければいけないと考えております。

また、今回の補正予算の中でも0910事業の中で基幹系セキュリティー対策ソフトウェアの購入あるいは総合端末機能購入ということで、より一層の情報漏れの危惧に対するセキュリティーあるいは人的ミスの保護という形の対策を盛り込んでおります。この0910事業の本質をしっかりと見抜けなければ、ここの議第50号の条例についてはなかなか理解が進まないということも理解しますが、私どもは、しっかりと今後の市民の情報を、それが住基ネットの情報であろうとも守らなければいけない責務を負っているものであると行政側に強く要望していかなければいけない立場でございます。

また、今回のナンバー法によって税を押しつけるという発言がございました。納税は国民の義務です。税を押しつけるだけでなく、しっかりとした公正公平な税務負担というものを今回のナンバー法により確立することが今回のナンバー法の趣旨でございますので、その部分の理解を行えば、今回の議第50号 下田市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定については妥当なものと判断いたします。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森 温繁君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、議第50号 下田市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第51号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第51号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第52号 下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。



よって、議第52号 下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第53号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第53号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第54号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第54号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第55号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第55号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第56号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第56号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第57号 平成27年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第57号 平成27年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第58号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第58号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第59号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第59号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、

委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第60号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第60号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第61号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第61号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第62号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第62号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第63号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、議第63号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第64号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、議第64号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時10分休憩

---

午後 2時20分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、請願第1号 安心・安全でおいしい学校給食を求める請願を討論に付します。

本請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

まず、本請願を採択すべきものとするに賛成の発言を許します。

〔発言する者あり〕

○議長（森 温繁君） 採択、採択をするほう。

13番。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 請願第1号 安心・安全でおいしい学校給食を求める請願につきましては、願意妥当で採択すべきものであると私は考えますので、その観点から発言をさせていただきたいと思っております。

学校給食法によれば食育の推進がうたわれておりまして、安心・安全でおいしい学校給食の実現を実施することは、当然自治体に求められているところでございます。したがって、下田市の学校給食の歴史を見ましても、それぞれ単独校で実施がされ、安全・安心の子供たちの健康を維持するための給食の実施がされてまいったと思うわけでありまして、そして、さらに、その上に食育としての教育としての給食という課題が明確に、この間されてきてい

と思うわけであります。そして、今日、給食施設の新築が進められようとしているわけであります。その費用は10億円を超えようかと、このような多くのお金をかけて子供たちのための給食施設、センター方式で進めようということになっていようかと思うわけであります。

しかし、この内容が大変大きな欠陥を持っているということが、この討論の中で明らかとされてきたのではないのでしょうか。特に請願者の皆さんがその点を多く指摘をしまいいようかと思うわけであります。

その第1は、従来どおりに直営で実施をしてほしいという内容でございます。直営で行い、食育の推進を図り、安心・安全でおいしい学校給食をつくってください。今までこの学校給食に長い間かかわってまいりました調理員の皆さんのこの給食に対する思いや農家をこそ大事にすべきであろうと思います。

ところが、民間委託の人たちはノウハウを持っているんだ、その吟味もされないうちに、持っているんだという仮定の中で民間委託にするんだということが決定されようとしているわけであります。しかも、その内容は調理と配送のみだと、学校給食の食育といたしましては、当然その順序をたどっていきますと献立表をつくり、その献立表に基づいて調理をする、お子さんに食べていただく、返ってきますと、きっちり食べられているか、残しているものはないか再度調査をして、より一層健康にまたおいしく食べられる給食をつくることに頑張っていこうと、そして、また、栄養士さんや学校、栄養士、教員の皆さんとともに、食育の大切さ、食物を育て、自らの健康を守る必要を一環として教育として進められてきていようかと思うわけであります。したがって、そのサイクルは閉ざされてはいけない、調理のところと配送のところを別の委託業者に委託して、閉ざしてしまうというようなことは決して進めてはいけないと私は考えるものであります。

したがって、近隣の東伊豆町、河津町を見ましても、直営で進められてきているわけであります。どういうわけで下田市だけ直営でできないのか、この質問に明確な答えが返ってきていないというのが実態であります。第4次の適正化計画に伴って、業務員の皆さんについては退職者不補充で採用しないんだと、この方針があるから委託にせざるを得ないんだ、このような結論を出しているわけであります。まさにこの論理の立て方が、子供たちのための給食、よりよい給食をつくろうということではなく、効率化のみを問題とした、しかも効率の面から見ましても直営のほうが安い、こういう資料が明確に第3回のあり方検討委員会を出されてきているわけであります。このような資料を否定し、誤った資料を提出した、訂正だ、このような茶番の形で進めようというようなことは決して認められない内容ではない

かと思うわけであります。

この点については、多くの法的な疑問点が明らかとされてきていようかと思えます。委託をするということは、その調理施設の管理をどうするのか、市の施設に利益を上げるための特定の業者に委託をする、任せるということは地方自治法上許されていないことであります。許されている仕組みは指定管理者制度だけでしかない、こういうぐあいに今の仕組みの中では私は考えるものであります。

したがって、調理をするだけの労働力、労働者を提供する、これは派遣そのものであります。派遣でないというために請負だと、こういうぐあいにしようとしているわけであります。請負契約にするという形態は、まさにその内容からいって偽装であると言わざるを得ないと思えます。請負契約であれば、当然、食材費は業者が調達をする。その調理するための釜や施設は当然業者が提供し、自らの施設で調理をする、こういうことにならなければ、当然それは請負に当たらないわけであります。したがって、それは偽装である、偽装請負に当たると、こういうことになるわけであります。

そして、文科省はこれを避けるために、業者のほうに責任者を置けばいいんだと、例えば業者の栄養士さんを置けばいいんだと、そして市の栄養士さんはその栄養士さんに指示をすることはできるんだと、直接調理をしている業者の皆さんの調理員には指示することができない、指示した時点でそれは偽装請負になってしまうからだ、という仕組みになっているわけであります。日々の調理は同じタマネギにしましても、同じご飯にしましても、調理の仕方が変わってくるわけであります。栄養士さんは、よりおいしい温かいものをつくってあげようと、調理師さんにその現場で指示をするわけであります。そして、初めておいしい安全な給食ができる、こういう形で給食の仕事が進められてきている。これは委託にすることによりまして、市の栄養士さん、献立を立てた栄養士さんが直接調理員さんに、民間の調理員さんに指示できないというような仕組みの中で、安全・安心な調理ができるはずが私はないと思うわけであります。

そして、役所自身が、教育委員会自身が、今の仕組みの中では直営で臨時の人たちに頑張ってもらってやるのが一番経費的にも安いんだ、こう言っているわけであります。しかし、それは管理上問題があるからできないんだ、このような言い方をしておりますが、1,500食からの給食調理場ありますので、当然そこにセンター長を置く、管理体制をきっちりしていく、そういうことで十分効率的な運営が、そして今まで働いてきた調理員の皆さんは、引き続き調理ができる、子供たちに安心・安全の調理を、給食を提供することができる、こ



うということになるんだろうと思うわけでありませう。

そして、皆さん、この施設におきまして、食物アレルギーに対応する調理室をつくらないうでおこうとしているわけでありませう。その理由が何か、当初の基本構想におきましては、調理室が設計図にきっちりと落されておき、お子さん方が調理員の皆さんが調理しているところを通路を通過して見ることのできる、そういう場所も設計がされておきました。しかし、費用がかかるから、その理由で次々とそれらのものが削除をされていくという実態がこの請願の審議の中で、皆さん、明らかにされたのではないでせうか。まさに安心・安全でおいしい学校給食を求めるといふ、このお母さん方や市民の皆さんの思いが、退職者不補充やあるいは効率化、事業費の削減といふことのみで切り捨てられようとしている、大変な事態ではないかと思うわけでありませう。したがって、学校給食は直営で行い、食育の推進を図り、安心・安全でおいしい学校給食をつくることは、施設の整備の面からいきましてはまだ間に合うと、チェックが間に合うと思うわけでありませう。この請願の趣旨を真摯に受けとめてまいる必要がある。

さらに、食物アレルギーのある生徒への対応をしてください。37人だ、中学校16人、小学校21人のアレルギーの管理表を出しているお子さん方がいらっしやる。こういうことを教育委員会自身は言っているわけでありませうが、実際のアレルギー食への対応は5人である。本当に一人一人のお子さんを大事にする、こういう観点に立てば、5人に絞られておきますこのお子さん方へのレベル3の対応ではなく、レベル4の対応まで当然見越して施設をつくり、その努力をすべきことは、皆さん明らかではないでせうか。そして、保育所や幼稚園のお子さんについては、レベル4の代替食まで含めて調理がされ、提供されている。小学校に行きましたらレベル3で我慢をしなさい、こういうことであってはおさら私はいけないのではないかと思うわけでありませう。

なかなか困難な内容を含んでいるにしましても、この願意を正当なものとして認め、その努力を当局に、教育委員会に求めていくことは当然なことではないでせうか。議員としての市民への責任が議員の皆さん一人一人に問われている、こう言わざるを得ないと思うわけでありませう。

さらに、地元の野菜、お米、魚を使って下田の食文化を伝え、地産地消で地域経済を活性化してほしい、当然の要求ではないでせうか。9,500万あるいは年間1億からの食材費をお母さん方が払っているわけでありませう。この食材費は、地元の商店の皆さんに残るのか、あるいは外部の業者のもとにいくのか、こういうことも課題になってこようかと思ひます。

現状の中では、従来と変わらないような形で地元の業者から注文をし、地産地消を進めていく、こういう姿勢をとってくださってはおりますが、それぞれ4つの調理場単独校を含めて4つの施設でつくってございました、注文してございましたこの内容が1カ所に、1つにまとめられてまいるわけでありまして。センター化ということは、1つにまとめるということですので、ここに当然注文の仕方やあり方が変わってくることも明らかではないかと思うわけでありまして。業者の皆さんと十分な話し合いを進め、より一層の地産地消を進めていく、お米やパンの主食についても、地元のものを使えるような、より一層の努力をしていくということが必要ではないかと思っております。

そして、4点目としまして、河津町では1人当たり1,000円の給食補助を現実に行っているわけでありまして。隣町でできることが、この下田市で検討し、できないはずがないと思うわけでありまして。学校の教科書につきましては、かつてそれぞれ父兄が担当してございました。しかし、教育の機会均等と、こういう考え方の中で教材費を含めて公的な負担をしている、このような方向づけが今求められていようかと思うわけでありまして。今すぐできないにしても、こういう方向を目指していくということが当然求められているのではないかと思っております。

第5点目の小学校の自校方式、下小の自校方式を大切に、そうしますとセンター方式ではなく、下田小学校と浜崎の幼稚園跡地にできるわけですから、共同調理場としての建設を進めていく、そしてある場合には手づくりの給食をお子さん方と進めることができるような施設として、下田小学校の旧調理場を再検討していくなど、耐用年数がまだ31年まであるわけですから、その有効な利用をより一層検討していくということは、当然当局に求められていくべきことではないかと思っております。

したがって、ここに請願されております1から5までの願意は妥当なものであると私は判断をするものであります。ぜひとも議員の皆さん、真摯にこの内容をご判断いただき、多くの議員の皆さんが採択をされるようお願いを申し上げまして討論を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（森 温繁君） 次に、反対意見の発言を許します。

4番。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 請願第1号 安心・安全でおいしい学校給食を求める請願について、不採択とすべき立場で意見を述べさせていただきます。

民間委託した場合であっても給食の質が低下するは考えられないこと、食物アレルギーを持つ児童・生徒への対応はレベル4の対応がベストであります。下田市の財政状況では施設整備が困難であること、今後も現状と同様にレベル1、レベル2、レベル3の3つを組み合わせた対応がなされること、給食センターが整備された上に既存の共同調理場を耐用年数まで同時に運用することには合理性がないこと、以上のことから、請願第1号 安心・安全でおいしい学校給食を求める請願について、不採択とすべきであります。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

8番。

〔8番 鈴木 敬君登壇〕

○8番（鈴木 敬君） 請願1号 安心・安全でおいしい学校給食を求める請願について賛成する、請願の採択に賛成する立場から意見を述べたいと思います。

この請願の趣旨は5つほどありますが、まず第1の学校給食は直営で行い、食育の推進を図り、安心・安全でおいしい学校給食としてください。ここにこの請願の趣旨、主眼があるというふうに私は思っております。直営、これまで営々として直営でやってきたものを給食センター建設を契機に民間にする、その民間にする理由とは何なのかははっきりとしておりません。過日8月に教育委員会の臨時会が開かれまして、そこで教育委員会として給食センターを民営化するというふうな結論が出されたそうですが、そこにおける議事録においてもコスト的には直営も委託もほとんど変わらないものと考えている。これは事務局のほうの意見です。あるいは、民間委託をする決定的な理由というものは示せない。これも事務局がその臨時会の中で発した言葉であります。

このように、当局自身が民間にする積極的な理由はないというふうに述べております。にもかかわらず、では、なぜ直営にしなければならないのかははっきりしません。直営にすることによる民間委託業者の仕事とは何か、これは調理と配送です。調理と配送だけです。調理については、じゃ、民間委託業者が自分で献立をつくって自分で食材を納入して集めて、それで給食の献立をつくるのかというふうなことではありません。献立表はあくまでも県から派遣された調理師と市の調理師、それが献立表をつくります。それを民間委託業者に示し、そして食材についても、これは下田市給食用物資納入業者登録取扱要領に基づいて登録されている市内業者を中心に食材を調達し、しかもそれは教育委員会が発注しております。教育委員会が発注し、そして給食センターに納入し、それを栄養士が献立をつくり、そしてこのようにつくってくださいということで提示し、そして納入業者、委託業者はそれを調理する

だけでありませぬ。あと、それを配送する。

直営から民間にするメリットのもう一つは、民間業者の持っているノウハウを積極的に活用するんだというふうなことを市は言っております。この今まで申しました調理とそして配送のどこに、民間業者のノウハウがどこにあるのか、そして今まで下田市が営々と直営でやってきてノウハウとどこがそれほど違う、どうしても民間委託にしなければならないようなノウハウの差というものがあるのか、これについても私は全くわかりません。

ただ、当局がどうしても民間委託を進めたいというふうなことは、これまでの10年以上前の小泉政権の頃からの民間にできることは民間にという方針の中で、地方自治体もそれに基づいてできるだけ民間の外部委託をしていく方向を打ち出してあります。そして、下田市の場合は財政上の要請からも集中改革プランを作成し、また、それと同時に第4次定員適正化計画等の中で退職者不補充の原則というものを打ち立ててあります。それはそれとしてよいのですが、状況が少しずつ変わってきてあります。私が思うに、それから特に指定管理者制度を中心に民間委託ということが進んできました。しかし、その成果が、皆さん市民が納得するような形で出ているのか、例えば道の駅ベイスタージ、あそこも指定管理者になりました。山の家もそうです。さまざまところで指定管理者制度が導入されてあります。それで目に見えて、民営化、民間委託の成果が出ているのか、私は非常に疑問に思っております。

そのような中で、あえてまた民営化を進めていく、そこに今、退職者不補充の原則というものがあるから、だから、もう民営化するんだよと、退職したらもう正職員を補充しないで臨時でとりあえず雇っておいて、あとは民営化に持っていくんだというふうな退職者不補充の原則というものがあるから、本当にひとり歩きしてあります。先ほども申しましたように、本当に今、直営から民営化することによってどれだけの成果が上げられるのかというふうなことを真剣に考えていかなければ、もう一度考えていかなければならない時期であると思っております。

そして、また、業者選択においても、下田市の場合、はっきりいろいろな分野で民間化もされている、これからもそういうふうな方向に行くんだと思いますが、民営化するためのそういう業者選択においても、下田市の場合はある程度その幅が余らないと、業者選択の幅がない、特に地元の業者を選ぼうとしたときに、本当に業者数が限定されている、そういう中で本当に公正な業者選択ができるのかどうなのかということについても、若干の疑問も持っております。

とにかく今の時点で、どうしても営々として続けてきた直営の給食の事業を民間にしてい

く積極的な理由は私はないというふうに思っております。少なくともここ何年かは、あり方検討委員会が出した報告書によると、平成31年までは正規職員が残っているので、それまでは何とか現状を続けていくというふうなことも大きな選択肢の中にありましたが、そういうことも含めながら、当分の間は直営化を維持していくべきであるというふうに思っております。そのような観点から、この請願1号 安心・安全でおいしい学校給食を求める請願書に対して、これを支持するものであります。

以上です。（拍手）

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

6番。

〔6番 小泉孝敬君登壇〕

○6番（小泉孝敬君） 請願第1号 安心・安全でおいしい学校給食を求める請願について、反対の立場から述べさせていただきます。

意見を述べる前に、私どうしても一言言っておきたいことがございます。請願についても学校給食についても、まず第一に主役は子供のはずです。

私は、学校教育とは、子供たちがともに学び、相手を思いやる心を育み、将来の夢や希望を持てるようにすることが重要であると思います。そのような観点から、食育とは、食を通し地域の文化、風土、生活を学び、お互いの環境を認め合うことにあると考えます。そのようなことから、給食センターはそれらを学ぶ場所の一つでしかないと考えます。安心で安全な学校給食は、民間のノウハウを使用することにより、安くてよりよいものを提供することができると思います。

アレルギーに関しては、現在も教育の現場では子供たちの成長を見守り、十分なアレルギー対応はなされていると思います。日々先生方は、ご父兄の方々と慎重なる相談のもと、あらゆる面で十分な配慮ときめ細やかな対応をしております。今後も対応は変わらないと信じています。

また、無料化を述べておられますが、特に食に関しては親御さんの義務の面もあろうかと思えます。豊かな人もそうでない人も無料化では不公平です。合理化された新しい施設と設備の整った給食センターと旧来の単独校調理の併用は、経済的コストの面でも無駄であると考えます。

以上のようなことから、私は、この請願に反対するものであります。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

2番。

〔2番 進士濱美君登壇〕

○2番（進士濱美君） 2番、進士です。

ただいま討論されておりますが、安心・安全でおいしい学校給食を求める請願書に対する考え方、これにつきまして私のほうも賛成の立場からの考え方、ご意見をお話しさせていただきます。

食えること、すなわち人にとって最大のテーマの一つが学校の間でありながら、学校の間と申しますのは下田の学校の間ということなのですが、一部の、ごく一部の問題として地味に展開されている。初めて今回請願が出されたことで、前回も出されておりますが、なかなか大勢の人のところまで内容についての吟味が及んでいない、今回初めてこういう詳しい賛成及び反対の議論がなされております。結構なことでございます。

しかしながら、学校給食法が制定されたのが1954年、終戦後でございます。その後、経済発展、ご承知のように経済発展と同時に不規則な食生活、バランスの偏り、肥満、生活習慣病などを背景に食育基本法というものが新たに成立されました。それは、ごく最近の10年前、2005年でございます。これの要旨というのが、社会に対する食に対する警鐘、食のとり方についての警鐘という、こういう法律が現在2つできております。

そして、さらに、皆様ご承知のように、平成25年、ごく最近です、日本食がユネスコ無形文化財に登録されたことで、日本人自体がむしろ驚いたと。慌てて自分の食卓をもう一度見直すようなそういう風景を、景色を私自身含めて想像すると同時に、食は改めて世界の共通の文化遺産であることを改めて実感しています。こうした認識を前提に今日お話しさせていただきます。

学校給食について述べさせていただきますが、時間の都合もございまして、このほど9月に出されました、手元に9月2日付で学校教育課長、学校教育課ですね、教育課からこの請願書に対する回答という形で一部ではございませんが、ほぼ回答という形で来ております。これを見させていただきました。私のほうは、さらにこれについて、また説いてみたいと思います。9月2日に出されました教育委員会学校教育課の最新の考え方に沿ってお話し申し上げます。

1つ、第1としまして、民間委託について検討していることには事実だが、平成28年4月からとは明確には示していないとあります。どうもここあたりが読んでいきますと、方針に少し迷いがあるのかなという姿勢を感じます。だが、この迷いこそ教育関係者としての良

識を私のほうがわせるものではないかと、そういう背景があるからであろうことを教育関係者自身も気がついているのではないかという思いをしております。と申しますのは、職人の責任の所在、コスト、質の確保、全国的に伝わる学校給食問題が民間委託を巡って伝わっているからです。正規職員不補充にしましても、しばらくまだ時間的な余裕がございます。PTAが給食あり方検討委員会に参加して保護者代表を務めている。よって、PTA保護者からの意見は通っていると、こういう回答も入っております。

しかし、たかだか1名、2名のPTA代表が時折開催されるあり方委員会の中で、数百名という保護者、これらを代表した意見というのは述べることができるでしょうか。保護者、当然、食というのは、児童個々の問題それから家庭の事情というのも全く違います。こうした複雑な食の関心の世界の中で、さらにこれから保護者、調理現場、医療関係者、栄養士さん、それから食材の提供者等の詰めた話し合い、また聞き取りをする時間的猶予は十分にまだあると思います。世界にまで認められた日本の食の全体をしっかりと見据えた上で、児童の食についても、その辺の見識を持って学校教育関係者は当たっていただきたいと思う次第です。

ナンバー2としまして、直営と民間委託方式とのコストの比較論、これがただいま話されております。他の学校でも当然話されておるところでございますが、民間のほうが安く上がるというコスト比較論は繰り返し行われてきました。コストの比較は重要な要素であることは言うまでもございません。しかし、多くのケースでこのコスト比較には問題が含まれ、意図的あるいは矮小化される傾向は否めません。下田市の場合、東京の先ほどもデータの算出として1社から出されたというお話がございましたが、下田市の場合、東京の業者見積もりを1社参考にしたという答えが出ております。この中で、学校教育課のさらに補足説明として、さらにこの業者の見積もりより安いもの、あるいは逆に高いケースもあるという補足で説明なされておりますが、この比較は全くよくわからない。説得力に非常に欠けるんであろうと考える次第です。

地産地消の精神からいけば、なぜ地元、近在のケースも業者からとらないのか、これがごく自然な形なんではないでしょうか。配送に単純なコスト優先主義ということが、往々にして行政間の中でこの問題は扱われつつあります。委託方式から撤退、自校方式に戻す動きも新聞でも報道されております。配送に係るコスト、冷たくなってしまう食事、生徒減少にもかかわらず、一部都市部においては委託料が毎年のように値上げ、その値上げについては実績があるがゆえに圧力に抗しきれない自治体、こういう関係が出てきております。

さらにパート従業員、多く衛生基準、これ衛生基準というのは国の衛生基準です。年々厳しくなっておりまして、衛生基準をパートの従業員を使ったノウハウではクリアできない。食べ残しが増えた現場からの不都合が報道されております。

何よりこのコスト比較分というのが非常に困難で、どの項目を優先選択するかでコスト分というのは全く違うものです。殊に食の場合は、一般的な今回の庁舎の比較もごさいますけれども、食の場合には、計測比較できない重要な人間の要素がたくさん入っていると考えます。質の部分、計測できない質の部分、これを重要に大切に扱うことこそ食育の求める精神だろうと考えます。

3としまして、学校給食サービスを児童に提供することは安心を提供することという観点からなんですが、アレルギー問題についてもやはり述べなければなりません。アレルギー対応料理は、現在、下田市の場合はレベル1、2、3と、ご承知のようにレベル3まで対応を行っていくと、これからも新たな給食センターについてもレベル3までやって、当初構想段階で考えられたアレルギー室、それほど大きな設備ではございませんが、これがどういうわけか消えた。恐らく予算圧縮の声に押されてしまったのではないかと推察するところでございます。アレルギーというものは、依然、医療上では解明されておらず、対象療法と除去で対応せざるを得ない現実があります。つまり予測し得ない変化が、食それから食べた中における化学変化的なものを予測し得ない事態が発生していると、そういうものはアレルギーとの闘いにあるわけです。そうした中でアレルギーの設置そのものは、教育課がここで述べていらっしゃるように、可能な限りの細かな対応を今後の新しいセンター給食においても行っていきたい。それならばアレルギー室、あれだけの設備がそれほどのコストなのか、それこそきめ細かな対応の中に入るのではないですか。これがもう見事に切られているわけです。何とかなる財政措置だと私は考えます。

最後なんですが、4としまして、ここで東京都が調査した学校給食の事例がございます。東京都の中学・高校を中心にした給食の現状事例なんですが、逆に委託をされたほうの会社へのアンケートがございます。少しご紹介させていただきます。業者の提言、①誰でも調理できる献立、つまりマニュアル化です。複雑な献立では人員の配置、パートタイムいわゆるノウハウを持たないパートタイムの多い従業員制度の中では、人事の配置ができませんという提言が出ております。2、食材はどう調達するか、保存食の利用等、大量購入でコスト削減を図らない経営は考えられない。これがナンバー2でございます。ナンバー3、もう一つございまして、栄養職員と調理員の協力連携が不可欠ではございますが、これも今回下田に



とってはちょっと難しい関係にございまして、明確な安心できる関係が担保されておりません。ちょうどこの問題なんです、連携が不可欠ではございますが、実際は派遣法の規制により人間関係が壊れ、信頼感を失う関係が多々出ていますと、こういう不安あるいは起きてほしくない事例が東京都の場合に報告されております。これについても、今話されてきた中で幾つも乗り越えていかなければならない問題だと思います。民間のほうの方が優れたノウハウがあるとする意見とは裏腹に、委託を受ける側の声にはこうした生々しい声がございまして。私自身、これでまだほんの一部、あるいは側面しか触れてございませぬけれども、ここは慎重に予算やりくりというのはできるはずで。

そういった観点から食育、児童教育、それから総合的な下田の教育文化の向上、ここに向けての第一歩として捉えるべきだと思っております。こういう観点から、私は賛成と、この請願につきましては賛成の立場で意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

9番。

〔9番 伊藤英雄君登壇〕

○9番（伊藤英雄君） 議長の許可を得まして、請願第1号 安心・安全でおいしい学校給食を求める請願について採択の立場でお話をしたい、主張します。

給食センターが直営でやるか民営でやるか、この理由は下田市の要は正規職員を減らしたいよと、定員適正化計画の中で正規職員を減らさなきゃならんということに尽きると思えます。説明もまたそういう説明をしております。しかしながら、行政需要は年々増えておりますから、なかなか本体といいますか、この庁舎に勤めている正規職員を減らすことはほとんど不可能に近い。毎年補充をして新規採用をしているわけです。じゃ、どこで減らすか、そこで出てくるのが幼稚園であり保育所であり給食センターなわけです。したがって、給食センターの民営化は、正規職員の補充をしないと、正規職員を置かないんだと、この方針で出ているわけでありまして、31年まで延ばしてもいいよというのは、31年まで正規職員がいるからなんです。

問題は、給食センターに正規職員をなしにできるかどうかという話なんです。給食センターは公の施設じゃありませんよと、公共施設ですよと、公共施設だとすれば行政がこの管理をやらなきゃいけない。すると、名称は何にするかわかりませんが、例えば給食センターのセンター長さんというのは正規職員になってしまう。調理師さんは全員臨時職員にする。そ

うすると、民間でやる理由はないんですよね。価格的にも恐らく解決がついていくんじゃないかなというふうに思います。もしそれでも民営化するとすれば、例えば調理師の臨時職員の給料を業者を通して払うというだけになる。業者を通せば、当然業者には手数料も利益も入ってくるんで高くつくよ、こういうことも言えるわけですね。

もう一つは、やはり先ほど請願に反対の議員さんがおっしゃっていましたように、本当に一番大事なのは子供なんです。そしてやっぱりアレルギー対策をどうするかということは、大きな問題だと思います。給食センターにアレルギー対策室をつくらない、それなぜつくらないかといったら、要はアレルギー対策室だけでは対応ができないんだよ、こういう説明があったというふうに聞いています。私自身は、これは違っていると思います。つまり現在でもレベル1からレベル3はできている。それはアレルギー対策室がなくてもできているんです。なぜできているかといったら、学校現場が頑張っているからです。学校現場でしっかりやっているから、もちろん栄養士さん含めた市の職員による協力もあるけれども、それで出てきます。じゃ、今できている、じゃ、アレルギー対策室、僕は部屋をつくらなくてもアレルギー対策を担当する職員がいればいいと思うんですが、何が変わるんだと、例えば給食で対応ができないので、お弁当をつくって持ってきてもらっている子がいます。アレルギー対策の担当者がその子のアレルギーについてしっかり理解をしていれば、1年に1回かもしれないけれども、食べても大丈夫な給食があるのかもしれない。きょうの献立、このメニューだったらこの子食べられるよと、そしたらきょう、来週の水曜日は弁当持ってこなくてもいいですよと、みんなと一緒に食べられるよと、そんな日ができるかもしれない。やっぱりアレルギー実際に持っている子、そのお母さん、お父さんにしてみれば、やっぱりそれ弁当を持たせるのはやむなく持たせるわけだ。僕に言わせれば、泣き泣き持たせるんだと思う。できたら、みんなと同じ給食を食べさせたいんだと思う。だから、もし学校が、下田市が今回のこの日の給食については食べられますよというのを1年に1回でも言えば、やっぱりとてもいいことだと思う。そして、同じクラスの子が、お母さん、丸々君はね、給食をアレルギーがあって食べられないんだけど、学校や給食センターが配慮してくれてね、今日は一緒に給食を食べられたよと、こんな報告を家庭ですれば、やっぱり聞いたお母さん、お父さんもちょっと温かくて幸せな気持ちになるんじゃないですかね。（拍手）

僕は、市が給食センターにアレルギー対策の担当官をつくれれば、今言ったように9年中、小学校入学から中学卒業まで9年間、一度も給食を食べられないまま卒業するはずの子が数回かもしれないけれども、給食を食べられる日をつくることができるかもしれないんですね。

これは、やっぱり当事者にしてみればすごく大きなことだと思うんです。そんなことをしてくれる学校や下田市をやっぱり子供も保護者も好きになってくれると思いますよ。（拍手）

リンゴを食べられない子がいて、デザートにリンゴついた日に、リンゴのかわりにミカンとか柿を学校の先生が個人のお金で買ってむいてきて食べさせるというのは困難、今、学校現場にほとんどそのアレルギー対策が行っているんだけど、学校の先生って本当に忙しいんですよ。私の身内にもいますけれども、本当に忙しい。その先生に全部アレルギー対策を寄りかかるようなことをしちゃいけないですよ。やっぱり市はアレルギー対策をする必要があるんだと思う。担当者であれば、給食センターのアレルギー担当者であれば、もう事前に何のデザートが出るというのはわかるわけです。そしたら、リンゴのデザートの日に、担当者が1つミカン買ってきて、柿でもいいんだけど、柿を買ってきてむいて、丸々学校に届けてやることもできるんですよ。その手間がすごくやっぱり子供や保護者を幸せにするし、それを知った父兄も周りやっぱりみんな幸せな気持ちになるんだと思いますよ。アレルギーの担当者が全てを解決することはできないと思います。しかし、物事はゼロか100ではない。アレルギーの担当者は100点ではないかもしれないけれども、30点、50点とれるんじゃないですか。経験を積んでくれば、その能力もやることも上がってくるんだろうと思います。アレルギー対策のレベル2の子供が、毎日ではないかもしれないけれども、しっかり給食センターに正規職員を置いてアレルギー対策をやってもらえれば、レベル3の対応を受けられる日があるんじゃないですかね。9年間にそれが数日だとしても、やっぱり大きいことだと思いますよ。行政にはそういう配慮や愛情がすごく必要だと思います。（拍手）

給食センターに正規職員によるアレルギー対策の担当者を配置することを要望し、直営を求める請願に賛成の意見を終わります。（拍手）

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものでありますので、本請願については起立により採決をいたします。

本請願は採択すべきものとするに賛成の諸君の起立を求めます。採択に賛成の諸君の起立。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） ありがとうございます。

起立少数であります。

よって、請願第1号 安心・安全でおいしい学校給食を求める請願は、これを不採択とすることに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時15分休憩

---

午後 3時25分再開

○議長（森 温繁君） 休憩と閉じ会議を再開いたします。

次に、請願第2号 新庁舎建設事業の再検討を求める請願を討論に付します。

本請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

まず、本請願を採択すべきものとするに賛成意見の発言を許します。採択に賛成の意見。

13番。

〔13番 沢登英信君登壇〕（拍手）

○13番（沢登英信君） 議員の同僚の皆さん、そして傍聴席の皆さん、今議会の出席議員全ての議員の皆さんの意見を聞きたいというのが本心ではないかと思えます。（拍手）ぜひとも議員であれば、この請願に対します態度を一人一人の議員が漏れなく表明をしていただきたい、議員の皆さんにまずもって要請をしたいと思えます。よろしく願いいたします。

（拍手）

さて、新庁舎建設事業の再検討を求めるこの請願でございますが、9,577人の市民の皆さんの願意をどのように受けとめるかということが今審議をされようとしているところでございます。まさに市議会の存在意義は明らかとなるかならないか、問われているところであろうと思えます。市政が市民の要望を酌み取り、それを実現するために力を注ぐのか、あるいは時の権力者の方向に加担をしていくのかということが大きく問われているかと思うわけでありまして。その内容は、市長はまさに3つの理由、安全性、利便性、経済性に基づいて敷根民有地が最良のところであると、最高のところでないにしても、よりよいところである、こういうぐあいには言っているわけでありまして。

しかし、9,577人の方々は、この市長の論議が理解できない、こう言っているわけでありまして。安全性について言えば、下田富士の落石の危険がある、これは金網があつて道路があるから問題ないんだと、このような見解では全くかみ合っていないわけでありまして。そして、

皆さん、土石災害のこの特別警戒区域に隣接している、これについても対応ができるからいいんだと、地質調査をした結果、液状化することが明らかになっております。下田市内、平地をどこを探しても液状化するんだと、したがって、その対応ができるからこれもいいんだと、このような答弁で皆さん納得がいくのでしょうか。多くの方が危険地域である、考え直してほしい、白紙に戻してほしいという見解を持つのは、皆さん当然のことではないかと思うわけでありませう。（拍手）

さて、次に、利便性があるんだと、こう言っているわけでありませう。市長の本来の見解は、この現在地に建てたい、あるいは伊豆急との合築をしたい、下田市のこの大変な不況の中でのまちが崩壊とっていいような状態を何とか食い止めたいと、こういう思いが大変強いと思うわけでありませう。しかし、浸水地域に建設することはできないという枠を自らはめてしまい、利便性は駅から10分程度のところにあるからいいんだと、こういう結論を出しているのではないかと思ひませう。まさに、この地域は利便性どころか、交通の大変渋滞をする場所であり、しかも狭隘な場所であって、将来の発展性が全く見込めないと言ってもいいような場所ではないかと思うわけでありませう。率直な感想として、どうして市長はこんな場所を選んでいるのか、多くの方が口々に発言をしているところではないかと思うわけでありませう。全く利便性も問題がある、こう欠陥があると言わざるを得ないと思うわけでありませう。

そして、経済性に至りましては、下田市の活性化やまちづくりのどうあるべきかということが基本的に議論がされるべき課題であろうと思ひませうが、これらの課題は棚上げされ、建設費がいかに安くできるかできないか、ここに形骸化されているというのがその実態でないかと思ひませう。しかも、緊急減災・防災対策債が適用になるかならないかが最大の問題であるかのような、本末転倒の議論が残念ながら進められているというのがその実態ではないかと思ひませう。

したがいまして、比較論といたしまして、22億1,000万でできると言っておりましたこの内容は、この議会の審議の中で建設費だけを取り上げまして、1.54倍、34億円もかかる、こう言ってくるわけでありませう。さらに、利息等々を含めて総体の事業費を考えますと、当局は幾らになるかさえ明らかにしていないわけでありませう。市民の会の皆さんの試算によりますと、55億あるいは60億を超えるのではないか、このようなことさえも予想がされるような事態となっているのではないのでしょうか。その原因は、余りにも場所が悪過ぎるからであります。液状化対策をしなければならぬ、そして狭いところであるので駐車場をこの建物の中に3階建てでよいものを5階建てにして、2フロアつくらなければならぬ、このよ

うな状態の中で次々と費用がかさんできているわけであり、財政の面から申しまして、安全の面から申しまして、まさに市長の選んだ敷根民有地は最悪の場所である、撤回をしていただくしかない場所であると言わざるを得ないと思うわけであり、

さて、皆さん、事業債は28年度一区切りとしていることは確かでございますが、国の担当者におきまして、28年度で終わる制度でないということは明らかにしているところでございます。緊急防災・減災のこれの事業債によります交付税の制度は、29年度以降も継続がされていくということも明らかではないでしょうか。そして、その附則等を見ますと、浸水区域であっても場所がなければ、かさ上げ等々の条件をつけて、この対象にするということさえも記載がされているところではないかと思えます。緊急減災・防災対策債の内容も十分に研究をしているということが言えないような事態ではないかと思うわけであり、

したがって、28年度までにこの緊急減災・防災対策債が適用できるように急がなければならぬというような事情はないのではないかと、一定の余裕があると思うわけであり、余裕がないことは、市民の生命・財産・安全を守ることではないでしょうか。22年5月時点でこの場所に建てると、23年3月11日東日本大震災、大津波が来る結果の中で高台に持っていこうと、こういうことになったわけでございますので、庁舎はいろいろな意味合いを持っているにしましても、防災上の対策というのは大きな位置づけがされてしかるべきであろうと思えます。

ところが、この敷根民有地は、まさに津波の浸水域と1メートルしか離れていない、実際に大津波が参りますと、津波が押し寄せ、その役所、敷根民有地前で津波火災が発生するということが想定をしなければならぬ、そういう場所ではないかと思うわけであり、市長は、当局はそのような津波火災は全く起こらないんだと、架空の論理だと切り捨てているわけでございますが、現実の東日本におきます災害を見れば、そのような火災が各地で発生してまいっておりますことも、皆さん、事実ではないかと思うわけであり、しかも市当局は、建設地の決定について住民の合意を得たという確証がないままに進めているのが、その実態ではないかと思うわけであり、7月1日に市民文化会館で説明会を持った、あるいはパブリックコメントをとって147件でしょうか、回答を出した、こう言っているにもかかわらず、どういって9,577人もの人たちが白紙撤回を求めるような運動を起し、大変な苦勞のもとに市長に住民合意を図るように求める姿勢を明らかにしているわけであり、これにどう応えるかが、当局も議員も今求められているところではないでしょうか。誠心誠意この市民の要求に基づいて白紙撤回をして、再度きつちりと検討し直すということ

が今必要なことであると思うわけであります。

合意の経過は、まさに敷根民有地の位置については、この基本計画の構想あるいは基本計画そのものにおいても、この審議会から位置についての決定を取り外して審議をさせているわけであります。この3カ所から選ぶという決定は当局が決定できなかつたと、したがって、場所は決定するんだ、こういうことであれば、その位置の経過から含めてきつちりと審議会に諮り、審議をしていただくということが住民合意を得ていく基本中の基本ではないかと思うわけであります。まさに全審議委員の方々が全員辞職をするというような異常な事態に対しまして、誠意を持って対応をしてきたと決して言えない事実がこの経過の中に、皆さん、あるのではないのでしょうか。（拍手）このような状況の中で住民合意を得たというようなことは決して言えない。そして、9月に予定しておりました位置変更の条例、敷根民有地の購入予算を12月まで延ばせばいいんだ、このような姿勢はまさに市民の要望をためにする延期ではないかと思うわけであります。真摯に向き合っていない、こう批判をされてもいたし方ないところではないかと思うわけであります。

さらに皆さん、この庁舎の建設が下田のまちづくり、そういうものと大きくかかわっている以上、移転を考えているのであれば、現庁舎の跡地をどのように利用していくのかということは、あわせて検討してまいらなければならないところではないのでしょうか。そういう意味におきまして、多くの市民の皆さんは、市長さんや役所の職員は高台で安全・安心を図り、市民を置いてきぼりにしていくのか、平地に住み、経済活動をしている多くの市民は津波から逃れることができないのではないのか、このような片手落ちの行政は認められない、こういう思いが根底にあるのではないかと思うわけであります。そして皆さん、この間、県が高齢者の生きがいプラザのところを危機管理局を建てる3年計画である、平成30年にはオープンをする、こういう計画を明らかにしているところであろうと思います。その敷地は、ご案内のように、市有地でございます。高齢者生きがいプラザの土地を県の庁舎のために提供しようとするのは考えているようでございますが、そうであれば当然市と県の防災の連絡体制から申しましても、そのような事業がどのような形で進められるのかがきつちりと判断できる時期まで精査をして、庁舎の建設に取りかかっていくということは当然必要ではないかと思うわけであります。

そして、防災上の措置は一刻を、そういう意味では争う課題である、こういうことから申しましても、庁舎ができなければ災害対策あるいは津波対策ができないんだ、このようなことであってはいけないと思うわけであります。庁舎がすぐできないにしましても、このよう

な市民の生命・財産を守る災害対策はどんどん進めてまいらなければならないと思います。下田保育所の問題あるいは下田小学校の問題、各地区の消防詰所の問題もそうではないでしょうか。そして、何よりも消防署の体制についても、今の場所でのよろしいのか含めて総合的に検討をしていく、そういうことは当然時間もかかるわけであります。白紙撤回をして総合的に検討をし直す、こういうことが、今、市民の多くの皆さんが要望しお願いをしているところでございます。これをぜひとも議員の皆さんが受け入れ、よりよい下田市が実現できますよう皆さんの努力を期待して、討論を終わりたいと思います。

以上です。（拍手）

○議長（森 温繁君） 次に、反対意見の発言を許します。

4番、滝内君。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 請願第2号 新庁舎建設事業の再検討を求める請願について、不採択とすべき立場で意見を述べさせていただきます。

庁舎建設は、市職員を守るためだけのものではありません。市民のリスクが増大している状況であり、早急に建設すべきであります。中心市街地に近接していること、津波浸水想定区域以外であること等の要件を満たす建設候補地は、敷根地域以外には考えられません。敷根民有地以外に大規模造成を伴わない用地は敷根地域にはないことなど、さまざまな要因を総合的に考えますと、敷根民有地を新庁舎建設予定地とすることはやむを得ないと思われま

す。

以上のことから、請願第2号 新庁舎建設事業の再検討を求める請願について不採択とすべきであります。

○議長（森 温繁君） 傍聴人はお静かに願います。傍聴席にお願い申し上げます。傍聴人は静粛に願いたいと思います。傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、ご静粛に願います。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じますので、念のため申し上げます。

ほかに討論はありませんか。

8番。

〔8番 鈴木 敬君登壇〕

○8番（鈴木 敬君） 請願第2号 新庁舎建設事業の再検討を求める請願について、採択す



べきという立場から意見を述べたいと思います。

去る6月28日に市役所大会議室で我々4人の議員が庁舎問題についての報告会を開催して以来、わずか2カ月ぐらいの期間の間に請願、署名集め運動がなされ、そして2カ月の間に9,577人の署名が集まるという市民運動が展開されてきました。これは私が思っているところによりますと、下田の政治史上でも画期的な運動ではなかったかというふうに自賛しているところであります。そのような9,577人の市民の方が、敷根民有地に庁舎をつくるということについて、これはだめだよというふうな意思表示をしているというふうなことの重みというものを市当局並びに市会議員全員がしっかりと受けとめなければならないんじゃないかというふうに思っております。

そして、私たちは、この間、請願署名を集めるに当たって、市長が言うところの敷根民有地は安全性の問題、利便性の問題、経済性の問題について他の候補地に比べ一番バランスがとれてよいのだよというふうな、その市長の言うところの中身について、実はどうなのかというふうなことを3回ほどチラシを、新聞折り込みチラシを入れながら、市民の方々に説いて、実態はこういうふうなものだよという一つ一つ説きながら、問いながら、一生懸命請願署名集め運動をしてきました。

その中で安全性の問題、これは今までも何人の方が言っております。本当に敷根民有地案、あそこが安全なのか、市民の方の実感として本当に素朴な実感として、あそこは危険だよ、危ないよ、あそこは庁舎としてふさわしい場所じゃないよというふうな、それはもう理屈抜きの実感みたいなやつを多くの方が持っているというふうなことを、私は今回の署名運動の中でひしひしと感じております。

そして、具体的にもやはりあそこの地形的なもの、下田富士と敷根の山に挟まれた谷間にあって、敷根川が流れている狭い場所であるというふうなところ、急傾斜地崩壊危険区域であり、また土砂災害特別警戒区域とも隣接している。浸水域外といいながら、ほぼ敷地の一部には敷根は浸水域と重なっている部分もあるというふうなところ、また地質調査で判明した液状化の問題もある等々のところから、あそこが決して安全な場所ではありませんというふうなことは、本当に多くの市民の方がそうだなというふうに納得していただいているというふうに思っております。

また、利便性の問題、歩いて10分で行けるから利便性があるんだというふうな問題ではありますが、この間の中で利便性というふうなことが、歩くことだけではなく、車も含めて交通体系全体に言うとするならば、いざというときに発災時に東日本大震災級の大地震、大津波

が来たときに、敷根地域はかえって孤立してしまうのではないのかというふうなことが問われてきております。国道136号線に瓦れきが埋まったら、じゃ、どうやって敷根に行けばいいのかというふうなことが、単に庁舎がそれによって耐震で崩れるだとか、あるいは津波に流されるとかいうふうな心配はないとしても、敷根地域に行くのに東日本大震災級の大津波が襲ってきたときに、瓦れきで国道が埋まり行けない、敷根まで行けないというふうな状況が来るのではないか、そういうふうな意味においては、敷根地域は交通体系において本当に利便性のあるところなのか、いずれ伊豆縦貫道が開通し、敷根地区にインターができるから、それは解消されるんだよと言いますが、それが何年後なのかというふうなこともはっきりと定かじゃない。少なくとも10年以上は、敷根地域まで敷根インターの完成は10年間はまず無理だろうというのが我々の本当の実感としてあります。

そのようなところから本当に利便性の問題も、ただ単に歩いて行けるというところだけではなくして、実際にそのときに発災時にどれだけあの地域が安全であり、そのときに交通体系が守られているのかということを見ると、本当に疑わしいものであるというふうに思っております。

そして、経済性の問題は、これは建設費がほかの候補地と比べて一番安くできるよというふうなことでありましたが、しかし、その数字が我々の試算したところによると50億を超えるような事業費がもし必要であるというふうなことであるならば、ほかの候補地と比べて安いからといって、それが50億を超えるような建設費、総事業費がそのようにかかるものであるとしたならば、本当にそれが下田市の今の財政状況の中において安いものなのかどうなのかというふうなことはもう一回検討していかなければいけないというふうに思っております。そのようなことを訴えながら、9,577人の人たちの署名をいただきました。

それが自公クラブさんたちも動かし、自公クラブが市長に対して9月のこの定例会に庁舎建設に関する条例案あるいは補正予算案を提出するのを見送ってほしいというふうな要望書として市長のほうに提出されました。その自公クラブの提出書の要望について、3つの理由が掲げて書いてあります。一つ一つ確認してみますと、まず1つ目として、新庁舎建設場所について広報「しもだ」及び説明資料の配布、区長会、産業界を初め多くの市民団体等に説明をしてきたが、理解が十分深まっているとは思えないことというのを、まず1つ挙げております。2つ目、建設に係る費用について、一部の市民から十分な理解が得られていないと思われること、これが2つ目の理由として挙げられております。3つ目、静岡県下田総合庁舎の移転について、危機管理機能を先行して移転することが公表されたが、大きな状況の変

化であり、市の具体的な対応を決め周知する必要があると思われること、この3つの理由を自公クラブのほうは提示して市長のほうに見送るように、条例案、補正予算案をこの9月定例会は見送るように提案しました。実際にそのような形になっております。

では、このそれぞれの3つの内容について、自公クラブの方々がこの9月定例会についてその内容をより明確にするために市長に質疑し、市長のほうからより明確な答弁、こういうふうなことだというようなことを聞き出すような質疑をこの9月定例会においてなされたのかということを見てみると、残念ながらそのようなことがなされておられません。やはりせっかくのこの9月定例会において、この場において市長にその内容について明確な答弁をお聞きするようなことをなされるべきであったというふうに私は思っております。

私は、その点から一般質問においても庁舎問題について質問をしました。一番今現在問題となっているのは、やはり建設に係る費用について、これが今一番、先ほども申しましたが、経済性、先ほど経済性と言いましたが、建設に係る費用が本当に当初基本構想にのっていた事業によると総事業費が27億1,000万、それが利息等々加えて36億4,000万、それが建設等工事費が単価が上がることによって建設工事費が34億になるというふうなことが、この9月の議会で明らかになりました。では、総事業費が幾らになるのかということについては、一般質問において市長に何回も問いただしましたが、当局側のほうは総事業費が幾らになるというふうな明確な答弁はなされておられません。はっきりとして計画が固まったわけでは、実施設計とか固まったわけではありませんから、本当に具体的な数字が出てくるということはないかもしれませんが、しかしながら、やはりある程度の数字を提示しなければ、それどうやって市民に説明するのか、市民の皆さん、一番関心があるのは本当にどのくらいの事業になるのかというふうなことを知りたいと思っています。それがわからずに、どうやって市民を説得するのかというふうなこと、それは一般質問において何回も問いただしました。

また、もう一つ、流動的な要素として県の動向があります。県総合庁舎移転問題が出ました。そして、市は、その移転問題について市としてサンワークの用地を提供しますから、どうぞそこに移ってくださいというふうな提案をしました。しかし、県のほうはいろいろ検討した結果、サンワーク用地は土砂災害の被害地にも指定されるような場所であり、そこに本体を持っていくことはできない。その隣接する高齢者生きがいプラザに、あそこの場所に県の総合庁舎の機能のうちの危機管理機能、賀茂危機管理局、そして振興局を移す。それだけを地下1階地上4階建てのビルを建て、そこに移るというふうなことを提案してきました。そして、しかし、本体についてはどうするのかということについて明確なことがわかってお

りません。市のほうもそれがわからない。わからないけれども、一度高齢者生きがいプラザのところ、危機管理局機能の建物を建てれば、本体がまたすぐ二、三年後に本体が動くというふうなことは到底考えられません。少なくとも私の、あるいは私に近い人たちの思うところでは、10年ぐらいは本体動かないんじゃないかというふうなことも想定されております。その場合に、では、その総合庁舎の跡地に建設、移転を予定していた図書館あるいは保健センターをどうするのかというふうなことについても、市は明確な答弁を持っておりません。事態は流動的でまだあります。そのような中で、今の9月あるいは12月の時点で、早急に建設予定地を敷根民有地に決定するというふうなことは、拙速ではないのかというふうに思っております。もう少し総合庁舎の移転の動向も見きわめながら、しっかりとある程度の時間をかけて建設予定地を決めていくことが必要であるというふうに思っております。

---

#### ◎会議時間の延長

○議長（森 温繁君） ここで会議時間を延長いたします。

---

○8番（鈴木 敬君） そのような意味からいって、今回の請願の内容3つあります。1つは、新庁舎建設地を敷根民有地にすることは白紙に戻し、住民合意を図り再検討してください。2つ目は、現庁舎跡地利用は新庁舎建設と同時に計画し、公表してください。そして、3つ目として、県の総合庁舎建設事業を勧案して、急がずに進めてください。これが私たちの請願の趣旨であります。

特に2番目の跡地利用については、私が思うに、これこそが新庁舎移転建設問題の核となるものであると私は思っております。私は、新庁舎建設の問題は、まちづくりの問題であると思っております。単に庁舎が移る、それだけで済むということではないと思っております。今の下田のまちのあり方、経済の仕組み、まちづくり、まちのそういうふうなものを今変えていかなければならない時期に来ているんだと私は思っております。ここまでのいろいろな事業が、事業所がなくなり、人口がどんどん減少していく、この状況をどういうふうに変えていくのかというふうなことがしっかり今問われていると思っております。それを打開していく、改革していくための一つの方法として、この市役所の移転問題を積極的に活用して、新たなまちづくりをしていくべきだというふうに思っております。そのようなことを考えたときには、やはり庁舎が安全性の問題から他に移っていく、移転していく、では、跡地をどうするのか、この現在地をどのように活用していくのかというふうなことは、これがこれから

の下田のまちづくりの核となっていくと思います。それを庁舎が先にやって、それから考えればいいよということではなくして、やはり庁舎の問題、跡地利用の問題、これは同時に一生懸命考えて、同時に進めていくというふうなことをしていかなければならないというふうに思っております。そのためにも、庁舎移転はこれはできるだけ安全なところで、かつ建設費が総事業費が安く抑えられるところを探していかなければなりません。本当にもう総事業費が50億を超えるような事業となると、ほかの事業をやっていく余裕は下田市の今の財政の中ではなかなかできない。まちを変えていくためのいろいろな経済的な施策もあるいはいろいろな施設の改革、改良、改修等々のいろいろな事業にも手が回っていかないというふうなことを考えるならば、やはり市役所の建設に関しては、できるだけ安全であり、しかも建設総事業費が安くなる場所、そういう場所を探して、そして建設に取り組んでいくというふうなことが必要である。そのためには、慌てず騒がず、3年から5年かけながらもしっかりと検討していく必要があるのではないかとこのように思っています。

特に今、世間は建設ラッシュあるいは建設バブル的な様相を呈しております。東日本大震災の復興需要あるいは東京オリンピック、2020年の東京オリンピックに向けた建設需要等々で本当に建設ラッシュあるいは建設バブル的な様相を呈しております。このようなときに、同時に庁舎の建設に取り組むというふうなことは、余りメリットがあるというふうに思っておりません。しっかりと時間をかけながらも、しっかりとこのまちの先行き10年後、20年後あるいは30年後どうなっていくのかというふうなことをしっかりと考えながら、庁舎問題に取り組んでいくべきであるというふうに思っております。

そのような観点からも、請願第2号 新庁舎建設事業の再検討を求める請願はしっかりと採択されるべきであるというふうに思います。

以上です。（拍手）

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

6番、小泉君。

〔6番 小泉孝敬君登壇〕

○6番（小泉孝敬君） 請願第2号 新庁舎建設事業の再検討を求める請願について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

新庁舎建設について基本に戻れば、庁舎は施設の老朽化により耐震性も劣り倒壊する危険が高く、現在も状況は当時と変わっておりません。人的損失の可能性も高く、特に災害対策に支障を及ぼすことが考えられ、平成21年の6年前から検討が始まっているわけです。そう

いった意味から、建設は急がなければなりません。市民からすれば、市は何をもたもたしているんだと、先延ばしせずに早くやれというのが普通の感情ではないでしょうか。

建設費については、安全性、利便性が確保できれば比較的よいところに建設すべきです。現在予定されている民有地は、土砂災害特別警戒区域外であり、また斜面崩壊に関しても直接の影響はないとされており、安全性については心配ないと思われま

す。なお、地形的に下田市において全て安全であるという適地はなかなか探すのに難しいのではないかと考えます。誰がどこへ建設しても不満は残り、100%適地であるところを探すのは大変な困難なことであると考えます。利便性を考えれば、民有地は予定されている伊豆縦貫道のインターに近く、非常に便利なところになるはず

です。経済性で言うならば、国の便利な緊急防災・減災事業債の活用は市の財政の軽減にとって非常に重要であります。時期については、白紙に戻し、再検討及び総合庁舎建設事業を勘案し急がずと請願では述べられていますが、これらは危険を先延ばしすると同時に、財政面でも有利な案件を不確実なものにする可能性があります。敷根民有地を白紙に戻す点については、これにかわる代替案があつてしかるべきと考えます。

以上のことにより、私は、新庁舎建設事業の再検討を求める請願に対しては反対であります。

以上であります。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

2番。

〔2番 進士濱美君登壇〕

○2番（進士濱美君） 大分長いやりとりになっておりますけれども、私も、それほど長くはない、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

新庁舎予定地の変更を求める請願の賛成意見につきまして、私のほうからも賛成の立場から少し述べさせていただきます。

先日開かれた総務文教委員会、今日いらっしゃっている傍聴の方にも内容については把握なさっている方が多いと、そういうふうを考えておりますが、そのときは65名の方が見えていらっしゃった。そして、その中で見事に不採択という思いを目の当たりにしたわけです。さらに、請願につきましては9,577名、よりによって暑い灼熱の8月に皆さん集めていただきました。私もまじって動かしていただきました。こういったまれに見るたくさんの方の声

採択しませんよという結論が出されたわけです。今朝からの一連の話し合いの中で、皆さん傍聴者の方は議会がどういう流れで決まっていくのかというのは薄々感じていただけたのではないかと思うんですが、この小ぶりな下田のまちでこれだけの多くの意見が、統一意見が寄せられたことはまれでございます。

折しも地方創生の風が吹き、住民、行政、政治は新しい下田のためこぞって協働の姿勢が求められていると、これは議員そして行政も言葉にしているときではございませんか。署名をしてもっと安全な場所にもっと費用を安くして、住民の生活に振り分けてほしいという、そう願う多くの下田の住民、この不採択という伝わるニュースにきっと今朝驚いたことだろうと推測いたします。あしらうかのような結論を出し、行政、議会への視線は恐らくさらに冷たい視線になっていくだろうと、こういう危惧をしております。また、他の政策への住民の反応にはちょっとこれからまた溝ができてしまうのではないかと、そういうおそれすらも心持ちにしております。

敷根民有地という安全、利便性そして経済性のベターなバランスということが、これを中心に論議されてまいりました。今は、このそれぞれの個別についての審議内容についてはもう私は述べませんが、いずれにしてもレベル的に不相当という論議が大分煮詰まってきたのは間違いないはずで、下田に光を与えるなど、多くの住民は考えていないのです。今さら同じ説明を何度行っても、既に住民というものは、住民の方はだめであることを承知の上で署名をなさってくれているはずで、苦しい財政の下田にとって、今、今朝からも土屋忍総務文教委員長もおっしゃったじゃないですか。目いっぱい財政の中で下田市はやっていると、水道料の値上げについても厳しいと、こういったことが議会で議員の方から出ているはずで——の中、それゆえに有利な緊急防災事業債を利用しなければ大変だという、こういう言い方でそのまま空き店舗が増え続け、教育についても福祉の世界でもサービスは待ったままではないですか、皆さんが。

先日もお話ししたように、図書館の本なんて賀茂郡で一番購入されていない。たった1人当たり100円しか使っていない。こういった中で子供の教育環境がある。こういったことはたくさんあるんです。地域の防災、逃げるところは、先ほどからのお話が出ているように進んでいない。こういった状況の中で、これからの下田市と賀茂、そして人口動態、減少の不安について10年先につきましては下田、賀茂がどうなっていくだろうと、人々はもう既に薄々ながら見えているのではないかと思います。

下田市においては予算が100億円、約100億円、予算自体がそれほど大きいものではござい

ませんが、その中の55億から60億とも言われている総事業費、最終的にはそうなるのではないかという議論が先ほどから出ております。私もそうだろうと思います。こういう役所を誰がどういった住民が期待をしているのでしょうか。私は教えていただきたい。

しっかりと生真面目に足元を見ながら、優先度を判断することを願っているのが行政を身を切って支える住民であります。これは市民の本音です。市民の代表というのであれば、市長もそして13名の議員も謙虚さが大切であることは初歩的な資質。（拍手）言いわけがましい言葉を発する前に、多くの人の声に耳を傾けていただきたいと。もちろんこの署名について、それが形としてあらわれているのではないのでしょうか。

こう私はお願いと期待をして、私からの賛成意見とさせていただきます。（拍手）

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

9番。

〔9番 伊藤英雄君登壇〕

○9番（伊藤英雄君） 議長の許可を得まして、新庁舎建設事業の再検討を求める請願の採択をする立場で申し上げます。

これまでも議論は多く行われてきて、意見の発表もたくさんの方でたくさんなされてきました。今日の意見を聞いていても、ほぼ出尽くしたのかなという感じがします。委員会で不採択になり、本会議でも見通しでは不採択になるだろうと言われていています。楠山市長の最大の不幸は、身近にあるいは与党政治家という方の中に知恵のある人、政治のできる人がいないことだろうと思います。（拍手）議会では多数派で押し切れるかもしれませんが、市民の中に入れば、敷根民有地の建設は少数派であります。市民と市長、あるいは市民と議会がけんかすりゃいいんだ、それやむなしと、こういう姿勢しか出てこない。与党の方が何人おられるか知らないけれども、自公でいえば7人おられます。その方々は、本当にけんかすりゃいいと思っているんですか。知恵を使うということはないのか。政治というのは何なんですか。物の本によれば、政治は妥協ですよ。引くことも知らなきゃ、あの場所について見解が安全だと言う人もいれば、安全でないと言う人もいます。はっきりしているのは、高いお金がかかる。安くできるよと言っている人はいません、国からお金をもらえるとやっている人はいますけれども。あそこは液状化して基礎1.5倍かかるよと、そして下の岩盤は本郷富士の岩盤は本当に強固です。ダイナマイトで爆発しながら取ったところですからね。基礎を打つにも生半可な金じゃ打てないと言われていています。敷地の3分の1を占める斜面もまた固い岩盤です。そして、敷地がないので、駐車場を庁内につくる、そのために建物は高くなってし



まう。また、人が歩くだけの建物ではなく、1トン、2トンの車が走り回る建物であれば、それはやっぱりそれなりの強度を求められる。やっぱり高くつく。高くなる、市民の中ではやっぱりお金をかけ過ぎちゃまずいんじゃないか、下田はそんなに豊かじゃないんじゃないか、人口が減っていく中で市の経済は縮小するんじゃないか、できるだけ安く建ててくれ、これは僕はほとんどの市民の思いだと思います。（拍手）

じゃ、それにどうするんだと、お金をもらえますよと言うけれども、本人たち、僕は自公クラブの人だっただけでわかっていると思うけれども、本当に28年であればもうなくなるよと、確信を持って緊急防災・減災事業債はなくなると言い切れる、それができるんですか、本当に。せいぜい言って、まだ今は決まっています。本当に突っぱね合えば、最終的には最終的なところにいくしかないだろう、それは僕はお互いにとって本当に不幸なことだと思う。市民にとっても市長にとっても、あるいは議員にとっても不幸だ。このまま行けば、7月に市長と市議選の同時選挙をやるしかないだろうと思う。そこで決着つけるしかないだろうと思います。そこの民意を問うしかないと思う。誰が得をするんですか。誰も得しない。俺だっただけでやりたくないけれども、でも仕方ないですよ、行き着くところまで行けば。お互いに、売られたけんかは買うかみたいな話になっちゃって。一体13人、それから市長を含めて14人の中に政治家いないんですかね。知恵を働かせる人はいないんですか。ちょっと僕は考えたほうがいいと思う。どうすることが本当にこのまちにとって、市民にとってどうなのか。9,000人を超える市民の声を議会の議員の数で押し切れれば済むという話じゃないでしょう。よくも悪くも受けとめなきゃ、この中で公務員は知らないけれども、商売をやっている人の中で、俺がこう思うからで全部商売できますか。やっぱりそれはお客さん、議員でいえば市民の声をまず聞く、受け入れる、その中でどうするのが一番いいか、今やっているのは、突っぱねているだけです。

僕もね、こんなことでけんかみたいにやり合うのは、議員にとっても市民にとっても、議会あるいは市長あるいは職員にとっても不幸な事態です。もう一度、ゆっくり僕は知恵を絞ってもらいたい。こんなところでけんかして、市民を、一生懸命活動している市民を追い込んだってね、いいことはないですよ。

以上で終わります。（拍手）

○議長（森 温繁君） ほかに討論ありませんか。

1 番。

〔1 番 進士為雄君登壇〕

○1番（進士為雄君） 請願第2号 新庁舎建設事業の再検討を求める請願について述べさせてもらいます。

国の人口問題研究所では、2040年に下田市の人口は1万5,000人とされており。現実には昭和50年から徐々に、昭和50年は3万人を超えていましたかね、それから徐々に減って今2万3,000人、4,000人という数字になっているかと思えますけれども、これは現実にはそのような形で進んでいるということでもありますから、1万2,000人、今から出生率をどれだけ上げても、なかなかそれを解消することは難しいだろうと言われてます。ほかに、また全国創成会議でしたか、増田さんがやられている、あそこでは消滅都市ということも言われています。1万5,000人の人口になりますと、市税、交付税全てのものが減額になっていることは、これは必定だと思います。

そういう中で、今、庁舎のこの大きな事業があるわけですがけれども、先日というか先ほどの水道料金の話にもあったように、今までの行政感覚では考えられないような対策をとらないとならない、そういうふうに思っています。例えば水道の問題にしても、本来、行政の仕事というのは受益者負担が原則でございます。ただ、受益者負担だけで、例えば、じゃ、料金を上げるだけでやっていけるのか、今の料金体系をもしかしたら1.5倍、2倍、そういう水道料金をとるような時代も来るかもわかりません。そういうまちの下田市に住もうかという人間が果たして出てくるのでしょうか。非常にこの2040年問題というのは、真剣に考えなきゃならない問題だと私は思っています。

そういう中で、私は、この5月ですか4月ですか、議員になりましたけれども、今までの議会にこの問題がほとんど語られていないというのが非常に残念に思います。今のほかにも社会資本、例えば小学校、私の住んでいる朝日小学校の付近に住んでいますけれども、もう雨漏りしたり、壁は何かしみだらけで何か廃墟みたいな小学校になっています。こういうところにもお金がかかります。

そういう中で、今、庁舎建設が出ておりますけれども、職員245人、1万5,000人のこのときに245人、そういう体制でやれると思いますか。私は、絶対やれないと思います。相当人間を減らして知恵を働かせなければならない、そういうふうに思っています。

〔発言する者あり〕

○1番（進士為雄君） ありがとうございます。

そこで、ちょっと本論というか、本論でもないですけども、今の要するに建設事業費、このことについて少し考えてみたいと思います。今、全国建設業協会というこういう大きな

団体がありますけれども、そこの要するに労務者調査というものが出ておりますけれども、平成4年、これが労務者、工事費が一番高かった時代です。それから国はコスト縮減運動を起こして、普通作業員というところが大体1万9,800円でしたか、あの頃、それが平成22年ぐらいまでには1万円まで下がりました。しかも公共工事は、恐らく5分の1ぐらいまで下がっております。ただ、ここに来まして、東北のあの震災の被災、それによって労務者の確保ができなくなるということで、国は意図的に労務単価を今上げております。それが平成23年に1万大体、24年ですね、ごめんなさい、24年に1万3,800円ぐらいです。それがこの2年間で1万7,100円、一気に3,300円上がっています。これは、まだ東京オリンピックの工事はほとんど出ていません。これから3年、4年たつと、東京オリンピックの工事が出ますから、恐らく普通作業員だけでも昔の要するに単価を超えるというのは必定だというふうに思います。

そういう意味からしますと、早期発注それが次の世代に負担をかけないというふうに私は思っています。ですから、恐らくこの三十何億と、工事費が三十何億と、この工事費はとんでもない話ですけれども、そこも相当大きな考え方を持って変えていただきたいとは思いますが、発注自体は早く発注しないと、そういうものが1万5,000人に全部のしかかり、1万5,000人がもしかしたら1万3,000人になるかもわかりません。そういう方たちに負担がのしかかるという、ですから、そういうことを考えますと、私は、残念ながらその白紙撤回という請願に対しては反対をとりたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものでありますので、本請願については起立により採決をいたします。

本請願は採択すべきものとするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕（拍手）

○議長（森 温繁君） ありがとうございます。

起立少数であります。

よって、請願第2号 新庁舎建設事業の再検討を求める請願は、これを不採択とすることに決定いたしました。（拍手）

---

○議長（森 温繁君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成27年9月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時28分閉会